



平成29年度

神奈川県ニホンザル管理事業実施計画

平成29年7月

目 次

ページ

I	第4次計画における基本事項	
1	基本的な考え方	1
2	計画の目標	1
3	管理の考え方	1
4	管理事業の進め方	2
II	平成28年度の事業実施状況	
1	個体数調整	4
2	被害防除対策	6
3	生息環境整備	9
4	モニタリング	10
5	その他	14
III	平成29年度事業実施計画	
1	群れの管理	15
2	被害防除対策	24
3	生息環境整備	29
4	モニタリング	30
5	その他	31
6	群れごとの実施計画	32
IV	参考資料	97

I 第4次計画における基本事項

(第4次神奈川県ニホンザル管理計画：計画期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日)

1 基本的な考え方

第3次計画に基づく取組により、地域個体群の維持や個体数の増加を防止するなどの取組の成果があった一方、追い上げ先を設定した計画的な群れの追い上げや、群れの出没状況等に応じた個体数調整が行われず、農作物被害や生活被害等の軽減・根絶には至らなかった。

そこで、第4次計画では「各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理する」という考え方を新たに取り入れ、群れごとに計画的な追い上げや個体数調整を行うとともに、あわせて被害防除対策や生息環境整備を進めることにより、地域個体群の安定的な維持を図りつつ、サルと人との棲み分けを図る。

2 計画の目標

各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理するという考え方を新たに取り入れるとともに、第3次計画における「農作物被害の軽減」及び「生活被害・人身被害の根絶」の目標を引き継ぎ、次の3点を目標とする。

- 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理
- 農作物被害の軽減
- 生活被害・人身被害の根絶

3 管理の考え方

鳥獣と人との棲み分けを図り、軋轢を解消して共存していく鳥獣被害対策の考え方に沿って、次のようにサルの管理を行う。

サルは群れ単位で行動する特性があることを踏まえ、群れごとに管理する必要がある。そこで、地域個体群を管理するために、各地域個体群について、全体の状況を考慮しながら各群れを適正な生息域に適正な規模で生息するよう管理する。そのための群れごとの追い上げ目標エリア、目標頭数、個体数調整の方法等について、群れが生息する市町村を中心に地域の関係者や県等を交えて協議した上で、年度ごとに作成する「神奈川県ニホンザル管理事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）で定める。事業実施計画に沿って、地域の関係者、市町村、県等が連携・協力して各群れの対策を実施する。

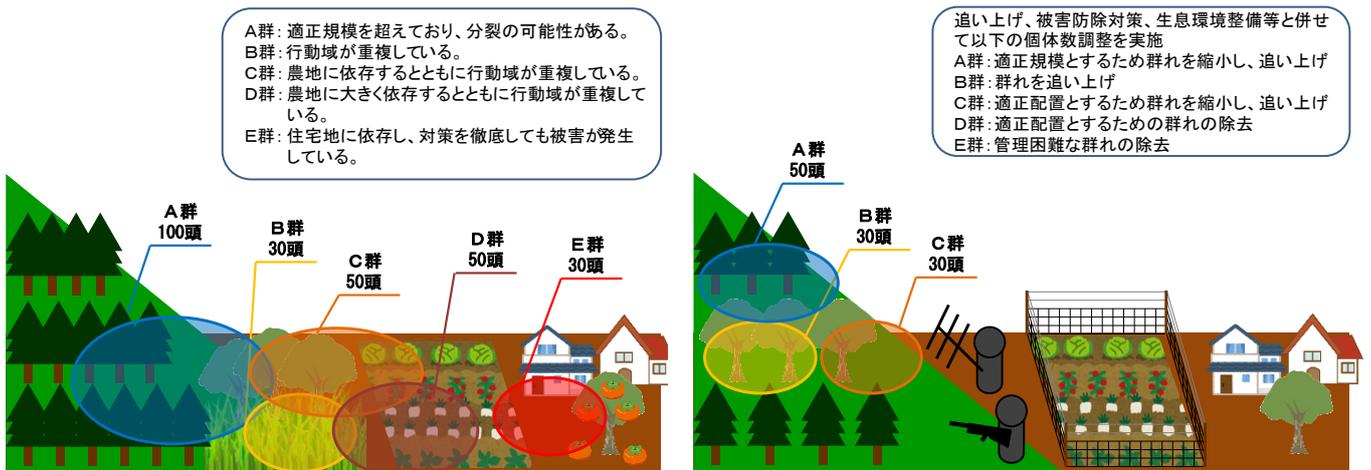
事業実施計画で目標頭数を定める際には、地域個体群の絶滅の危険性を考慮し、地域個体群の維持を図ることを基本とするとともに、群れの分裂及び分派を回避するため、これまでの県内における群れの分裂等の状況を踏まえ、群れの適正な規模として30頭から60頭を目安とする。

群れ管理の効果を十分に発揮させ、効果の持続を図るために集落環境整備や防護柵設置などを組み合わせた地域ぐるみの被害防除対策を徹底するとともに、森林整備を通じて生息環境整備を進める。

サルの生息状況や被害状況、対策の実施状況等を把握することにより、群れの状況や被害防除対策の効果等を把握し、次年度の事業実施計画に反映するとともに、必要に応じて計画及び事業を見直す。

<現 状>

<目 標>



4 管理事業の進め方

(1) 管理事業を組み合わせる実施

管理事業は、群れを適正な生息域に適正な規模で配置することを基本に、生息状況、被害状況、地域特性などに応じて、追い上げ及び個体数調整による群れ管理、被害防除対策、生息環境整備を効果的に組み合わせて行う。

特に、群れ管理のための追い上げ、被害防除対策のための集落環境整備や追い払い等については、地域が一体となって対策を進める。

(2) 事業実施計画の策定

県は、管理事業を円滑に推進するため、毎年度事業実施計画を次の手順により定める。

市町村は、各地域県政総合センターと協力して、群れ管理を含めた市町村における事業実施計画原案及び事業実施計画図案を作成する。

各地域鳥獣対策協議会は、作成された各市町村の事業実施計画原案等に基づいて、市町村や農業者団体を通じて住民の意見を取り入れながら、地域の事業実施計画案を作成する。

県は、さらにそれを取りまとめ、神奈川県鳥獣総合対策協議会での検討と協議を経て、県全体の事業実施計画を策定する。

県は、市町村と連携して生息状況、被害状況及び対策状況のモニタリングを行い、その結果を市町村等の関係機関と共有するとともに、モニタリング結果等に基づいて管理事業の効果を評価し、次年度の事業実施計画に反映する。

(3) 実施体制

ア 県の取組

県は、地域鳥獣対策協議会を通じて地域における群れ管理を含む事業実施計画案の作成を調整するとともに、市町村と連携して事業実施計画の進行管理及び生息状況、被害状況、対策状況のモニタリング等を行い、それに基づき管理事業の効果検証等を行う。

管理事業を効果的に進めるため、各地域県政総合センターに設置した地域鳥獣対策協議会を通じて広域的な連携・調整を図る。

また、地域ぐるみの対策を継続的・計画的に推進できるよう、専門職員を鳥獣被害対策支援センターに配置し、広域的・専門的な観点から、市町村や農業者団体、農業者等に対して、被

害防除対策に関する最新の知見や対策手法に関する情報提供、地域の実情に応じた対策の提案、技術的支援等を行うとともに、環境部門と農政部門が連携して地域ぐるみの取組を支援する。

また、地域による対策が非常に困難な場合は、県は、市町村と連携して地域の実態を踏まえて対策を強化する。

イ 市町村の取組

市町村は、追い上げ・個体数調整による群れ管理、被害防除対策、生息環境整備等を組み合わせ、市町村における事業実施計画原案及び事業実施計画図案を作成し、神奈川県鳥獣総合対策協議会での協議を経て策定された事業実施計画に基づいて管理事業を推進する。

また、県と連携してサルの出没や地域の被害状況、対策状況を把握し、県に報告するとともに、把握した情報を地域における追い上げ・個体数調整、被害防除対策等に活用する。

さらに、地域全体の被害を軽減するため、必要に応じて県と協力しながら、住民や農業者に対して効果的な対策に関する情報提供や技術指導を行い、地域ぐるみの対策を支援する。

ウ 地域ぐるみの取組

追い上げや被害防除対策の実施に当たっては、地域の関係者が地域のサルに関する問題や目標を共有し、その地域の被害実態やサルの群れの特性に合った対策を地域が主体となって実施することが効果的である。そのため、地域の住民や農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体などが連携・協力し、地域ぐるみで継続的に対策に取り組む。

市町村、県及び農業者団体等は、地域ぐるみの取組を実施するに当たって、地域に対策技術や知識が蓄積し、取組が自立的に行われるよう、住民等を中心に群れ管理のための追い上げや集落環境整備などの被害防除対策を実施する体制作りを支援する。

エ 関係都県との連携

一部の地域個体群及び地域個体群を構成する群れは、行動域が行政界にまたがることから、県及び市町村は、関係都県及び隣接する市町村と、生息状況、被害状況、捕獲状況及び被害防除対策の実施状況などについて情報交換を行うとともに、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。

オ 神奈川県鳥獣総合対策協議会

学識経験者や関係団体等で構成する神奈川県鳥獣総合対策協議会において、事業実施計画の内容について合意形成を図るとともに、必要な検討、助言及び評価を行う。

事業実施計画の検討、評価等に当たって、神奈川県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会は、モニタリング等の結果をもとに生息状況や管理事業の検討、評価等を行う。

また、ニホンザル管理検討委員会は、事業実施状況及びモニタリングのデータをもとに科学的な検討を行う。

II 平成28年度の実施状況

第3次神奈川県ニホンザル管理計画期間の最終年度である平成28年度は、次のとおり管理事業を実施した。

1 個体数調整

(1) 個体数調整

平成28年度は、分裂による被害拡大防止、生活被害・人身被害軽減、新たな加害群・加害集団を目的として、次のとおり個体数調整を実施した。

また、個体数調整の新たな手法として、銃器による捕獲、オトナメスの捕獲等を試行した。捕獲後、当該の群れに分裂は生じなかった。

表1 個体数調整の実施結果

目的	地域 個体群	群れ・集団名	捕獲数	計画数	目標頭数	放獣数 (外数)
分裂による 被害拡大防止	丹沢	日向群	15	15	40程度	13
	南秋川	K1群	0	10	70-80	0
		K2群	19	30	50程度	0
		K3群	14	30	50程度	2
		K4群	3	20	50以下	2
生活被害・ 人身被害軽減	西湘	H群	5	8	—	0
		T1群	4	7	—	9
	丹沢	経ヶ岳群	5	5	30程度	1
		鳶尾群	25	25	30程度	2
		煤ヶ谷群	10	10	30程度	0
		大山群	15	15	40程度	7
小計		計	115	175	—	36
新たな加害 群・加害集団	丹沢	ダムサイト分裂群	2	15	—	0
		川弟分裂群	0	63	—	0
		半原群	5	36	—	0
		片原群	6	24	—	0
		子易群	3	11	—	0
		高森集団	0	3	—	0
		鐘ヶ嶽群 (旧七沢不明集団)	8	26		2
	南秋川	恩方群	0	81		0
小計		計	24	259	—	2
合計			139	434		38

注) 目標頭数は、第3次計画期間において設定された個体数調整により、目指す群れの頭数である。日向群及び大山群は平成26年度から3年間の目標、その他の群れについては、平成27年度の目標である。

表2 銃器を用いた捕獲の実施結果

市町村	対象群	捕獲概要
相模原市	ダム川分裂群 K1群、K2群 K3群、K4群	人家がないエリアで、発信器により群れの位置を確認し、安全な捕獲が可能と従事者が判断する場所で、装薬銃による捕獲を実施した。性年齢の判別は、同行する専門業者が行った。 【H28実績 K2群4頭 K4群1頭】
清川村	片原群	発信器により群れの位置を確認し、安全な捕獲が可能と従事者が判断する場所で、装薬銃による捕獲を実施した。性年齢の判別は、判別の研修を受講した従事者が行った。 【H28実績 片原群1頭】

表3 オトナメスの捕獲の実施結果

市町村	対象群	捕獲概要
相模原市	ダム川分裂群 K1群、K2群 K3群、K4群	10歳以下のオトナメスのうち、捕獲後の群れの行動から、群れの維持に関わらないと判断できる個体の選択的捕獲を試験的に行った。 【H28実績 K2群3頭】
清川村	片原群	捕獲後の群れの行動から、群れの維持に関わらないと判断できる個体の選択的捕獲を試験的に行った。 【H28実績 片原群1頭】
厚木市	鳶尾群 煤ヶ谷群	捕獲後の群れの行動から、群れの維持に関わらないと判断できる個体の選択的捕獲を試験的に行った。 【H28実績：鳶尾群4頭、煤ヶ谷群1頭】
伊勢原市	鐘ヶ嶽群 (旧七沢不明集団)	捕獲後の群れの行動、外見的特徴から、群れの維持に関わらないと判断できる個体の選択的捕獲を試験的に行った。 【H28実績：鐘ヶ嶽群2頭】

表4 麻酔銃を用いた捕獲の実施結果

市町村	対象群	捕獲概要
相模原市	ダム川分裂群 K1群、K2群 K3群、K4群	専門業者による麻酔銃捕獲を行った。 【H28実績 K3群1頭】
伊勢原市	子易群	専門業者による捕獲を試みたが、群れの警戒心が強く、十分な距離まで近接できなかったため、捕獲に至らなかった。 【H28実績 子易群0頭】

表5 囲いわなを用いた捕獲の実施結果

市町村	対象群	捕獲概要
相模原市	ダムサイト分裂群 K 1 群、K 2 群 K 3 群、K 4 群	山林に近接する平坦地に囲いわなを設置し、餌付けを続けているが、捕獲には至っていない。 【H28実績 0頭】

表6 多頭捕獲わなを用いた捕獲の実施結果

市町村	対象群	捕獲概要
伊勢原市	子易群	平成27年度に引き続き、山林に近接する平坦地に多頭捕獲わなを設置し、餌付けを続けているが、捕獲には至っていない。 【H28実績 0頭】

2 被害防除対策

(1) 集落環境整備

県内数箇所集落環境の調査や緩衝帯の整備等が行われるとともに、農作物を早期に収穫することや野菜の残渣を埋設することなど、農地や人家周辺の誘引要因を除去すること等について、市町村等を中心として啓発を行った。

○ 集落環境調査・緩衝帯整備等の事例

- ・ 伊勢原市大山・子易地区では、地域の住民が緩衝帯整備（0.3ha）を行った。
- ・ 小田原市板橋地区では、県の鳥獣被害防除対策専門員が、市町と共同で集落環境調査を行った。

(2) 農地への防護柵の設置

市町村等が、農業者による電気柵等の設置を補助した。

表7 農地への防護柵の設置への補助

地域 個体 群	対象群・集団	行動域	実績
西湘	H群	小田原市、真鶴町	【真鶴町】240m
丹沢	ダムサイト分裂群	相模原市	【相模原市】2箇所、22.3a
	ダムサイト群	相模原市、愛川町	【相模原市】2箇所、22.3a 【愛川町】1箇所
	川弟分裂群	相模原市、愛川町、清川村	【相模原市】2箇所、22.3a
丹沢	川弟群	愛川町、清川村	【愛川町】1箇所 【清川村】7箇所
	半原群	厚木市、愛川町、清川村	【愛川町】1箇所

	片原群	厚木市、清川村	【清川村】 7箇所
	鐘ヶ嶽群(旧七沢不明集団)	厚木市、清川村、伊勢原市	【厚木市】 2箇所 【清川村】 7箇所 【伊勢原市】 資材の100%補助(国：鳥獣被害防止総合対策整備交付金)により、5箇所 1,317m
	鳶尾群	厚木市、愛川町	【愛川町】 1箇所
	経ヶ岳群	厚木市	【厚木市】 7箇所
	煤ヶ谷群	厚木市、清川村、伊勢原市	【厚木市】 2箇所
	日向群	厚木市、伊勢原市	【厚木市】 2箇所 【伊勢原市】 資材の100%補助(国：鳥獣被害防止総合対策整備交付金)により、8箇所 2,132m
	子易群	秦野市、伊勢原市	【伊勢原市】 資材の100%補助(国：鳥獣被害総合対策整備交付金)により5か所、1461m
	大山群	秦野市、伊勢原市	【伊勢原市】 資材の100%補助(国：鳥獣被害総合対策整備交付金)により5か所、1461m
	丹沢湖群	山北町	【山北町】 資材購入費補助
南秋川	K1群	相模原市	【相模原市】 2箇所、9a
	K2群	相模原市	【相模原市】 3箇所、18.9a
	K3群	相模原市	【相模原市】 1箇所、11a
	K4群	相模原市	【相模原市】 3箇所、14a
	恩方群	相模原市	【相模原市】 1箇所、5.7a

(3) 追い払い

地域の住民、市町村等が実施主体となり、連携して追い払いを実施した。

表8 市町村等による追い払いの実施状況

地域 個体 群	対象 群・集 団	行動域	実績
西湘	S群	南足柄市 小田原市 箱根町	【南足柄市】・野猿対策協議会による追い払い4回 ・県と市町等連携による小田原市板橋地区の泊まり場での追い払いの実施8日 【小田原市】・追い払い隊8名 365日 ・鳥獣被害防止対策協議会追い払い隊25名 2,423h 【箱根町】・追い払い隊5名 243日
	H群	小田原市 真鶴町	【小田原市】・追い払い隊8名 365日 ・鳥獣被害防止対策協議会追い払い隊25名 2,423h 【真鶴町】・猟友会及び町職員による追い払い42回 ・毎朝スクールバス運転手によるチェック
	T1群	湯河原町 真鶴町	【湯河原町】・鳥獣対策協議会追い払い隊213日 ・町職員57回 【真鶴町】・町職員4回
	P1群	湯河原町	【湯河原町】・鳥獣対策協議会追い払い隊及び職員による追い払い
	和田山 集団	湯河原町	【湯河原町】・鳥獣対策協議会追い払い隊及び職員による追い払い
丹沢	ダム サイト 分裂群	相模原市	【相模原市】・委託業者による追い払い2名 243日 ・農業者等(猟友会、自主防衛組織、JA津久井郡職員)による追い払い ・専門業者による指導2名 90日

ダム サイト 群	相模原市 愛川町	<p>【相模原市】・委託業者による追い払い2名 243日 ・農業者等（猟友会、自主防衛組織、J A津久井郡職員）による追い払い ・専門業者による指導2名 90日</p> <p>【愛川町】・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い（巡視：122日） ・職員による追い払い（出動：1回）</p>
川弟 分裂 群	相模原市 愛川町 清川村	<p>【相模原市】・委託業者による追い払い2名 243日 ・農業者等（猟友会、自主防衛組織、J A津久井郡職員）による追い払い ・専門業者による指導2名 90日</p> <p>【愛川町】・地域住民による自主的な追い払い、サル移動監視員による追い払い（巡視：122日）</p> <p>【清川村】・追い払い隊による追い払い（出動：24回 巡視：82回）</p>
川弟 群	愛川町 清川村	<p>【愛川町】・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い（巡視：122日） ・職員による追い払い（出動：4回）</p> <p>【清川村】・追い払い隊による追い払い（出動：2回 巡視：80回）</p>
半原 群	厚木市 愛川町 清川村	<p>【厚木市】・地区追い払い隊による追い払い（荻野地区：75回） ・地域住民による追い払い</p> <p>【愛川町】・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い（巡視：122日） ・職員による追い払い（出動：4回）</p>
片原 群	厚木市 清川村	<p>【厚木市】・地区追い払い隊による追い払い（小鮎地区：70回） ・地域住民による追い払い</p> <p>【清川村】・追い払い隊による追い払い（出動：15回 巡視：80回）</p>
鐘ヶ 嶽群 （旧 七沢 不明 集団）	厚木市 伊勢原市 清川村	<p>【厚木市】・地区追い払い隊による追い払い（玉川地区：64回） ・地域住民による追い払い</p> <p>【清川村】・追い払い隊による追い払い（出動：1回 巡視：24回）</p> <p>【伊勢原市】・[追い払い隊]2名週3日（7、8月は週4日） ・[組織的追い払い]高部屋地区3回 ・[自衛組織]高部屋地区出没時随時、追い払い隊と連携</p>
鳶尾 群	厚木市 愛川町	<p>【厚木市】・追い払い員による追い払い（巡回：359日） ・地区追い払い隊による追い払い（荻野地区：75回 睦合地区：16回） ・地域住民による追い払い ・職員による追い払い（出動：12回）</p> <p>【愛川町】・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い（巡視：244日） ・職員による追い払い（出動：2回）</p>
経ヶ 岳群	厚木市	<p>【厚木市】・追い払い員による追い払い（巡回：359日） ・地区追い払い隊による追い払い（荻野地区：75回 小鮎地区：70回） ・地域住民による追い払い ・職員による追い払い（出動：10回）</p>
煤ヶ 谷群	厚木市 伊勢原市 清川村	<p>【厚木市】・追い払い員による追い払い（巡回：359日） ・地区追い払い隊による追い払い（小鮎地区：70回 玉川地区：64回） ・地域住民による追い払い、職員による追い払い（出動：17回）</p> <p>【伊勢原市】・[追い払い隊]2名週3日（7、8月は週4日） ・成瀬地区、出没時随時追い払い隊と連携して実施</p>
日向 群	厚木市 伊勢原市	<p>【厚木市】・地区追い払い隊による追い払い（玉川地区：64回） ・地域住民による追い払い</p> <p>【伊勢原市】・[追い払い隊]2名週3日（7、8月は週4日） ・[組織的追い払い] 大山地区3回、高部屋地区3回 ・[自衛組織]大山地区、高部屋地区出没時随時、追い払い隊と連携</p>

	高森 集団	伊勢原市 厚木市	【伊勢原市】・[追い払い隊] 2名週3日（7、8月は週4日） ・成瀬地区、出没時随時追い払い隊と連携して実施 【厚木市】・地域住民による追い払い
	子易 群	秦野市 伊勢原市	【秦野市】・[追い払い隊] 4名 329日（556人日） ・[組織的追い払い] 秦野市 30回（子易群と合計） 【伊勢原市】・[追い払い隊] 2名週3日（7、8月は週4日） ・[組織的追い払い] 伊勢原市 大山地区 3回、比々多地区 1回 ・[自衛組織] 伊勢原市 大山、比々多地区 出没時随時、追い払い隊と連携
	大山 群	秦野市 伊勢原市	【秦野市】・[追い払い隊] 4名 329日（556人日） ・[組織的追い払い] 30回（子易群と合計） 【伊勢原市】・[追い払い隊] 2名週3日（7、8月は週4日） ・[組織的追い払い] 大山地区 3回、比々多地区 1回 ・[自衛組織] 大山、比々多地区 出没時随時、追い払い隊と連携
	丹沢 湖群	山北町	【山北町】・住民に煙火配布（動物駆逐用煙火の導入）
南秋 川	K1～ K4 群、 恩方 群		【相模原市】・委託業者による追い払い 2名 243日 ・農業者等（猟友会、自主防衛組織、JA津久井郡職員） による追い払い ・専門業者による指導 2名 90日

注1) 市町村、対象群により実施体制が異なるため実績の単位が異なる。

日：主に委託日数、回：出動・巡視回数

注2) 委託等により定まっている場合、1日の従事者数を記載

(4) 加害個体捕獲

平成28年4月現在、2頭（S群1頭、H群1頭）が加害個体として特定されており、7月に追加して1頭（S群1頭）が特定された。加害個体の捕獲に取り組んでいるが、平成28年度は、捕獲された実績はなかった。

3 生息環境整備

ニホンザルの行動域周辺の地域で、県及び市町村が水源の森林づくり事業等で、ニホンザルの生息環境の改善にも資する人工林の間伐・枝打、植生保護柵設置等の森林整備を行った。

表9 ニホンザル行動域周辺での森林整備の実績（平成28年度）

大流域名	森林整備面積 (ha)			計
	水源の森林づくり	県営林整備	承継分収林整備 *集計中	
丹沢湖	39.55			39.55
早戸川	35.35			35.35
大山・秦野	192.19			192.19
愛川	27.05			27.05
厚木	4.56			4.56
清川	68.47			68.47
宮ヶ瀬湖	35.02			35.02
津久井	40.12			40.12
伊勢原	59.29	0.97		60.26
計	501.6	0.97	156.36	658.93

4 モニタリング

平成 28 年度に県が実施した生息状況調査（群れ数、個体数、行動域、加害レベル）の結果は、次のとおりであった。

（1）生息状況調査

ア 群れ数、個体数

加害群、加害集団を対象に調査を実施し、確認した群れ及び集団は計 23 群 2 集団であった。丹沢地域個体群では、七沢群の発信器での追跡が平成 19 年度以降できなくなっているから、その生息域で散発的に複数の個体の目撃が見られた。平成 26 年度～平成 27 年度には、調査によって、発信器が取り付けられていた他の群れと独立した行動を取っている群れの存在が推定されたため、当該の群れの仮名を七沢不明集団とし、平成 28 年度に発信器を取り付け調査を行ったところ、独立した行動域を有していることが確認できた。七沢不明集団の行動域は、かつての七沢群の行動域に重なるが、頭数の推移から同一の群れであることが確認できないため、七沢群とせず新たに鐘ヶ嶽群と名称を付した。

表 10 群れごとの個体数の推移

地域 個体 群名	群れ・ 集団名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	備考
西湘	S 群	24	22	21	20	21	22	25	22	20	18	
	H 群	43	35	32	33	36	45	45	42	44	47	
	P 1 群	17	17	19	15	13	9	12	13	5	5	
	T 1 群	23	27	26	27	29	31	32	33	34	36	
	T 2 群	4	4									
	和田山 集団						3			3	2	P 1 群から分派
	小計	111	105	98	95	99	110	114	110	106	108	
丹沢	ダムサイト 分裂群	46	48	50	29	35	25	19	20	15	20	平成19年度に ダムサイト群から分裂
	ダムサイト群	12	16	12	15	16	16	17	12	12	14	
	ダムサイト 青山集団		3	1								平成22年3月に消滅
	川弟 分裂群				47	51	59	59	64	63	68	平成22年度に川弟群から分裂
	川弟群	64	66	79	42	46	56	53	57	56	57	
	半原群						20	23	22	36	36	平成22年度に経ヶ岳群から分裂
	片原群					22	25	31	26	24	16	平成17年度に煤ヶ谷群から分裂
	鐘ヶ嶽群 (旧七沢 不明集 団)	10	-	-	-	6	10	4	10	10	26	平成26年度～平成27年度の調査で、他と独立した行動が見られた群れを仮に七沢不明集団としていたが、平成28年度に独立した行動域を有していることが確認できたため、新たに鐘ヶ嶽群と名称を付した。
	鳶尾群	154	118	108	103	107	89	90	92	58	46	
	経ヶ岳群	88	82	81	68	69	46	45	54	32	39	
	煤ヶ谷群	48	63	72	53	54	52	51	47	41	38	
	日向群	47	51	53	54	59	67	65	52	48	38	
	高森集団			13	7	3	5	3	3	3	3	平成27、28年度は聞き取り調査による推定頭数
	子易群	-	10	13	19	20	23	16	13	11	10	平成14年度頃に大山群から分裂
大山群	37	41	44	49	49	50	54	45	49	32	平成6年度頃に日向群から分裂	
丹沢湖群	15	14	22	22	22	25	27	28	24	29		
小計	521	512	548	508	559	568	557	545	482	472		
南秋 川	K 1 群	112	119	110	102	107	107	104	96	91	94	
	K 2 群	72	80	83	89	96	93	87	81	70	65	
	K 3 群	75	75	76	88	99	93	89	74	81	82	
	K 4 群	56	72	76	77	73	56	50	53	45	51	
	恩方群									81	80	H27新規確認
	小計	315	346	345	356	375	349	330	304	368	372	
合計	947	963	991	959	1033	1027	1001	959	956	952		

表 11 各群れの行動域の近年の傾向

	群れ名称	傾向
西 湘	S 群	行動域北側の利用減る
	H 群	行動域の南側の利用減る
	P1 群	静岡県側（南）へ行動域シフトしているが、平成 28 年 4 月～6 月の間、4 回湯河原に出没確認
	T1 群	真鶴側（東）の行動域が縮小
	和田山集団	湯河原町と静岡県熱海市にまたがる範囲を利用
丹 沢	ダムサイト分裂群	ダムサイト群との重複無し、ダムサイト群より北側の地域を利用
	ダムサイト群	ダムサイト分裂群よりも南の地域を利用、川弟分裂群との行動域の重複あり
	川弟分裂群	ダムサイト群と宮ヶ瀬湖北岸で行動域が重複、川弟群との重複は無し
	川弟群	半原群との重複が多い、行動域は南側へ拡大
	半原群	愛川町半原～大厚木ゴルフ場までの範囲を利用、経ヶ岳群と川弟群との重複多い
	片原群	川弟群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群が利用しない空白地域を利用
	鐘ヶ嶽群（旧七沢不明集団）	川弟群、片原群、煤ヶ谷群、日向群が利用しない空白地域を利用
	鳶尾群	鳶尾山周辺の狭い地域を利用、国道 412 号の西側の利用はない
	経ヶ岳群	厚木市真弓から厚木国際ゴルフ場を利用、国道 412 号の東側の利用無し
	煤ヶ谷群	市街地側（南）へ行動域シフト
	日向群	子易群との重複範囲の利用が増加
	高森集団	伊勢原市東富岡、厚木市岡津古久にかけて利用
	子易群	伊勢原市と秦野市にまたがる範囲を利用、秦野市側の利用減る
	大山群	北側、南側とも範囲拡大
	丹沢湖群	丹沢湖の南側利用が増加
南 秋 川	K1 群	神奈川県側（東）と山梨県側（西）へ拡大
	K2 群	相模川を横断し、相模川南側の利用が増加
	K3 群	市街地側（南）へシフト
	K4 群	相模原市佐野川から陣馬山にかけて利用
	恩方群	神奈川県側の利用が減り東京都側（北）へ拡大

ウ 捕獲個体分析

分裂による被害拡大防止のための個体数調整を行っている K1 群、K2 群、K3 群、K4 群、日向群の捕獲個体及び試験的にオトナメスの捕獲を行っている鳶尾群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群の捕獲個体については、原則として研究機関へ搬送し、捕獲個体の外部計測、妊娠、栄養状態の把握及び記録の確認を行った。

その結果、いずれの群においても、性年齢区分別の捕獲上限数を越えることなく捕獲が行われていたことが確認できた。

(2) 被害状況調査

報告上の被害は、増減を繰り返しており一定の傾向は見られない。被害報告については、十分な補償制度がないことや効果的な対策が実施されないとの理由により、被害報告を出さない農業者が多いこともあり、必ずしも実態を反映したものでないことに留意する必要がある。

一部の市町村では、追い払い員等によって被害の把握が行われている地域がある。また、一部の地域において、鳥獣被害防除対策専門員が市町村と協力し、サル出没場所等の被害状況や防護柵等の対策状況について、取りまとめを行った。

ア 農作物被害

農作物被害は、次のとおり発生している。

表 12 農作物被害 [上段：被害面積 (ha)、下段：被害額 (千円)]

地域 個体 群名	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28 (速報値)	前年度 比較
西湘	4.3	7.5	2.9	2.8	0.9	0.3	8.2	0.8	1.4	0.6
	4,346	8,900	3,738	2,820	2,100	773	3,034	250	3,328	3,078
丹沢	13.6	19.6	26.7	12.8	23.1	16.2	15.7	4.7	4.0	▲0.7
	22,573	20,299	16,586	9,790	26,413	13,554	19,536	4,057	4,960	903
南 秋川	1.0	0	0	0	0	0	1.3	0.2	1.2	1.0
	594	0	0	0	0	0	2,638	453	4,172	3,719
合計	18.9	27.1	29.6	15.6	24.0	16.5	25.2	5.8	6.6	0.8
	27,513	29,198	20,323	12,610	28,513	14,327	25,208	4,759	12,461	7,702

注1) ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

注2) 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

注3) 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が一致しない場合がある。

イ 自家用農作物

家庭菜園等の自家用作物の被害は、次のとおり発生している。

表 13 自家用農作物の被害面積 (単位：ha)

地域 個体群名	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28 (速報値)	前年度 比較
西湘	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
丹沢	7.98	19.16	7.97	4.80	6.74	3.49	3.81	1.14	2.50	1.36
南秋川	5.78	1.88	2.72	1.46	5.52	0.52	6.07	2.52	4.14	1.62
合計	13.76	21.04	10.69	6.26	12.26	4.02	9.88	3.65	6.64	2.99

注1) 自家用農作物の被害とは、家庭菜園等の出荷を目的とせず、自ら消費する作物の被害をいう。

注2) 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

注3) 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が一致しない場合がある。

ウ 生活被害・人身被害

追い払い等の対策を実施しているものの、サルによる生活被害（屋外の物品等の損傷、屋内の物品略奪、人家侵入、生活上の脅威、騒音）や人身被害（傷害、飛びかかる等の威嚇）は、依然として発生している。

表 14 生活被害・人身被害

(単位：件)

地域 個体群名	区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28 (注2)
西湘	生活被害	162	237	247	267	444	428	420	372	380
	人身被害	5	4	1	1	2	9	10	14	5
	小計	167	241	248	268	446	437	430	386	385
丹沢	生活被害	82	194	108	116	196	142	235	310	56
	人身被害	9	11	49	11	6	5	0	2	0
	小計	91	205	157	127	202	147	235	312	56
南秋川 (注1)	生活被害	5	127	141	61	35	69	65	41	0
	人身被害	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	小計	5	127	141	61	36	70	65	41	0
合計	生活被害	249	558	496	444	675	639	720	723	436
	人身被害	14	15	50	12	9	15	10	16	5
	小計	263	573	546	456	684	654	730	739	441

注1) 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

注2) H28 は速報値

5 その他

(1) 広域連携による対策実施の推進

行動域が複数市町村や隣接都県にわたる加害群に対しては、関係機関が連携した対策が有効であることから、関係機関による情報交換を行い、連携した取組の検討を行った。

表 15 広域的に情報交換を行った事例

地域 個体群	対象 群	会議等の名称	関係機関
西湘	S群	西湘地域追い払い検討会	(市町村) 小田原市、箱根町、南足柄市、 (関係団体) JAかながわ西湘、県猟友会小田原支部 (県) 県西地域県政総合センター、自然環境保全課
	P1群 T1群	湯河原町及び熱海市を 行動域とするニホンザ ル被害対策連絡会議	神奈川県：(市町村) 湯河原町、(県) 県西地域 県政総合センター、自然環境保全課 静岡県：(市町村) 熱海市、(県) 東部農林事務 所、自然保護課
丹沢	大山群 子易群	秦野・伊勢原ニホンザ ル広域対策協議会	(市町村) 秦野市、伊勢原市 (関係団体) JAはだの、JAいせはら
南秋川	K1群 K3群 K4群 恩方群	東京都、山梨県及び神 奈川地域に生息するニ ホンザルに関する情報 交換	神奈川県：(市町村) 相模原市、(県) 県央地域 県政総合センター、自然環境保全課 山梨県：(市町村) 上野原市 (関係団体) 甲斐けもの社中 東京都：(都) 食料安全課

Ⅲ 平成29年度事業実施計画

第4次神奈川県ニホンザル管理計画（平成29年3月策定）に基づき、平成29年度の事業実施計画を次のとおり定める。

1 群れの管理

（1）群れ管理の計画

地域個体群を安定的に維持しつつ、群れを適正な生息域と規模で管理するため、群れごとの目標頭数、目標年度、個体数調整の目的、追い上げ目標エリア等を次のとおり定める。

ア 西湘地域個体群

（ア）全般

地域個体群全体の個体数は近年 100 頭程度で推移しており、今後、地域個体群の維持が図れない可能性があるため、配慮が必要である。一方で個体数に比して被害は大きく、果樹等への農作物被害が発生しており、特に生活被害及び人身被害は大きなものとなっているため、被害の軽減・根絶を図っていく必要がある。

このため、次の事項に重点的に取り組む。

- ・ 人の生活圏への出没頻度の低下及び生活被害と人身被害の未然防止を図るため、追い上げ、個体数調整、被害防除対策を総合的に推進する。
- ・ 住民、市町、県等の連携体制を整備し、住宅地や農地などサルとの棲み分けを図る場所での追い払いを徹底するとともに、計画的な追い上げを実施する。
- ・ 原則として地域個体群の維持を図りながら、群れ管理の一環として、群れの規模の維持又は縮小を図る個体数調整を実施する。
- ・ 隣接県等との情報交換等を通じて、連携を強化する。

【S群に係る管理困難な群れとしての取扱いについて】

小田原市板橋地区を中心に行動するS群については、追い上げや被害防除対策を徹底しても、行動域が住宅地に及び、生活被害が多発し、人身被害が発生するおそれがある。

なお、S群と同様に西湘地域個体群を構成するH群、T1群について、今後の管理の参考とするため、平成29年3月に、各群れの頭数を30頭を目標として管理した場合の存続確率を過年度の出産率と生存率を活用して算出したところ、群れが絶滅する確率は、1万分の1以下となり、S群を除去したとしても、西湘地域個体群の絶滅を危惧する状況には至らないことが判明した。

このことから、S群については、管理困難な群れとして判断することとする。

(イ) 西湘地域個体群の群れ管理計画の概要

西湘南地域個体群の各群れの群れ管理計画の概要は次のとおりである。

なお、表中の目標頭数は、目標年度までの個体数調整の取組により縮小・除去を行う群れの生息頭数の目標を示すものである。

表 16 西湘地域個体群の群れ管理計画の概要

群れ名	関係市町村	頭数 (H28速報)	各群れの管理の考え方	目標頭数 目標年度	個体数調整目的 (H29)	H29捕獲 計画数	捕獲方法	追い上げ 先目標エリア
S	小田原市 箱根町 南足柄市	18	除去	0頭 H30	管理困難な 群れの除去	18 (注1)	はこわな (麻醉銃) (銃器)	—
H	小田原市 真鶴町	47	生息域、規模を管理 (注2)	30頭 H30	適正配置 群れ縮小	15	はこわな (麻醉銃) (銃器)	白銀林道 周辺
T1	湯河原町 真鶴町	36	生息域、規模を管理	30頭 H29	適正規模 群れ縮小・ 維持	8	はこわな (麻醉銃)	天照山周 辺
P1	湯河原町 (注3)	5	被害地の出 没減	—	—			—
和田山 集団	湯河原町 (注3)	2	被害地の出 没減	—	—			—

注1) 上記の頭数の他、平成28年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

注2) S群が除去された後、その行動域にH群が侵入しないよう追い払い、防護柵の維持管理を行う。

注3) 群れの行動域が静岡県にまたがる。

イ 丹沢地域個体群

(ア) 全般

丹沢山麓に15程度の群れが密集した状態で生息しており、ほとんどの群れの行動域は重複し、追い上げが困難な状態となっていることから、主に「行動域の重複解消と適正な生息域への移動を通じた被害の軽減、根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・ 群れの行動域の重なり度合い、追い上げの難しさ、住宅地や農地への依存状況等を踏まえ、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げ目標エリア等を定める。
- ・ 群れの行動域の重複を解消し、追い上げなどの管理事業を効果的に進めるために、目標頭数、目標年度を群れ別に定めて個体数調整を実施する。
- ・ 行動域が行政界をまたがる群れについて、隣接市町村の連携による追い上げに取り組む。
- ・ 農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去などによって、出没地点の減少及び被害の未然防止につなげる。

(イ) 丹沢地域個体群の群れ管理計画の概要

丹沢地域個体群の各群れの群れ管理計画の概要は次のとおりである。

なお、表中の目標頭数は、目標年度までの個体数調整の取組により縮小・除去を行う群れの生息頭数の目標を示すものである。

表 17 丹沢地域個体群の群れ管理計画の概要

群れ名	関係市町村	頭数(H28速報)	各群れの管理の考え方	目標頭数目標年度	個体数調整目的(H29)	H29捕獲計画数	捕獲方法	追い上げ先目標エリア
ダムサイト分裂	相模原市	20	除去	0頭 H29	適正配置 群れ除去	20 (注1)	はこわな 麻醉銃 銃器	—
ダムサイト	相模原市 愛川町	14	生息域、 規模を管理	—	適正規模 群れ縮 小・維持	0		南山方面
川弟分裂	相模原市 愛川町 清川村	68	生息域、 規模を管理	30頭 H33	適正規模 群れ縮小	20	はこわな	金沢林道方面 早戸川林道方面
川弟	愛川町 清川村	57	生息域、 規模を管理	40頭 H33	適正配置 群れ縮小	11	はこわな	法論堂林道より北 側、仏果山方面
半原	厚木市 愛川町 清川村	36	生息域、 規模を管理	30頭 H33	適正規模 群れ縮 小・維持	3	はこわな 麻醉銃	経ヶ岳より北側
片原	厚木市 清川村	16	除去	0頭 H30	適正配置 群れ除去	16 (注1)	はこわな 囲いわな 麻醉銃 銃器	—
鐘ヶ嶽 (旧七 沢不明 集団)	厚木市 清川村 伊勢原市	26	生息域、 規模を管理	20頭 H29	適正規模 群れ縮 小・維持	0		鐘ヶ嶽～鳥屋待沢 (権現沢) 方面
鳶尾	厚木市 愛川町	46	除去	0頭 H30	適正配置 群れ除去	46 (注1)	はこわな 囲いわな 麻醉銃 (銃器)	—
経ヶ岳	厚木市	39	除去	0頭 H33	適正配置 群れ除去	21	はこわな 麻醉銃	—
煤ヶ谷	厚木市 伊勢原市	38	除去	0頭 H33	適正配置 群れ除去	18	はこわな 麻醉銃 (銃器)	—
日向	厚木市 伊勢原市	38	生息域、 規模を管理	30頭 H29	適正規模 群れ縮 小・維持	16	はこわな 麻醉銃 (銃器)	(長期)大山北斜面 (中期)猪山作業道 薬師林道
高森集 団	厚木市 伊勢原市	3	除去	0頭 H29	適正配置 群れ除去	3 (注1)	はこわな 麻醉銃	—
子易	伊勢原市 秦野市	10	除去	0頭 H29	適正配置 群れ除去	10 (注1)	はこわな 麻醉銃 銃器	—
大山	伊勢原市 秦野市	32	除去	0頭 H31	適正配置 群れ除去	32 (注1)	はこわな 麻醉銃 銃器	—
丹沢湖	山北町	29	生息域、 規模を管理	—	—	0		大杉山方面

注1) 上記の頭数の他、平成28年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

ウ 南秋川地域個体群

(ア) 全般

行動域が山間部から住宅地や農地に移動する傾向にあり、農作物被害や生活被害を発生させていることから、主に「住宅地及び農地への出没の半減を通じた被害の軽減、根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・ 隣接都県における群れの状況を踏まえながら、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げ目標エリア等を定める。
- ・ 事業実施計画に沿って、追い上げ及び追い上げを効果的に進めるための個体数調整を実施する。
- ・ 農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去などによって、出没頻度の低下及び被害の未然防止につなげる。
- ・ 隣接都県との行政界をまたがった群れの管理について、隣接都県との意見交換等を行い、連携を図る。

(イ) 南秋川地域個体群の群れ管理計画の概要

南秋川地域個体群の各群れの群れ管理計画の概要は次のとおりである。

なお、表中の目標頭数は、目標年度までの個体数調整の取組により縮小・除去を行う群れの生息頭数の目標を示すものである。

表 18 南秋川地域個体群の群れ管理計画の概要

群れ名	関係市町村	頭数(H28速報)	各群れの管理の考え方	目標頭数 目標年度	個体数調整目的(H29)	H29捕獲計画数	捕獲方法	追い上げ先目標エリア
K 1	相模原市 ※1	94	生息域、規模を管理	90頭 H29	適正規模群れ縮小	18	はこわな 麻醉銃 銃器	県境方面
K 2	相模原市	65	生息域、規模を管理	40頭 H29	適正配置群れ縮小	20	はこわな 囲い わな 麻醉銃 銃器	小仏山地 (県境方面)
K 3	相模原市 (注1)	82	生息域、規模を管理	70頭 H29	適正規模群れ縮小	25	はこわな 麻醉銃 銃器	鷹取山～ 県境方面、 澤井 (栃谷) ～県境方面
K 4	相模原市	51	生息域、規模を管理	40頭 H29	適正規模群れ縮小・維持	10	はこわな 麻醉銃 銃器	和田峠、 陣馬山 (県境方面)
恩方	相模原市 (注2)	80	県境方面へ 追い上げ	—	適正規模群れ縮小	0		県境方面

注1) 群れの行動域が山梨県にまたがる。

注2) 群れの行動域が東京都にまたがる。

(2) 群れ管理の実施

ア 追い上げ

各地域個体群で追い上げ目標エリアに向けて、群れが移動するまで徹底して追い上げを行う。追い上げは、地域が一体となって組織的に取り組むよう、県と市町村は働きかけ、支援を行う。

追い上げの実施に当たっては、電波発信器等をサルに装着し、群れの位置を把握することにより、効果的な追い上げの実施に努める。追い上げは、煙火、爆竹、銃器（ゴム弾、花火弾、空砲）、エアガン、スリングショット（パチンコ）、イヌなどを使用して人に対する恐怖心をサルに植え付けながら、計画的かつ持続的に実施する。

イ 個体数調整

（ア） 群れごとの個体数調整の方針

群れ管理のため、群れごとに、次に示す目的で個体数調整を実施する。

表19 平成29年度の個体数調整の区分及び対象群

区分	適正規模とするための群れの縮小・維持	適正配置とするための群れの縮小・除去		管理困難な群れの除去
	群れの大規模化による群れの分裂を防ぐため、設定した目標頭数まで群れの個体数を縮小・維持する。	群れの行動域の重複等により、追い上げ目標エリアの設定が困難な場合の群れの縮小や除去 【縮小】 追い上げ等対策の効果の向上のため、必要な規模に群れを縮小する。	【除去】 群れの適正配置の観点からやむを得ないものとし除去する。	加害性が高く、生活被害が多発し、人身被害が発生するおそれが高い
対象群	T 1、川弟分裂、半原、日向、K 1、K 3、K 4	H、川弟、K 2	ダムサイト分裂、片原、鳶尾、経ヶ岳、煤ヶ谷、高森集団、子易、大山	S

（イ） 個体数調整の方針

○ 全般

発信器個体は、除去が完了する場合等を除き、原則として放獣する。

新たにオトナメスの捕獲に取り組む市町村は、具体的な手法を県と調整しながら試行する。

○ 除去の対象である群れ

平成28年度ニホンザル生息状況調査における確認頭数に、調査後に出生した個体等を加えた全頭を捕獲可能とするが、除去に至るまでの過程での分裂による被害の拡大が懸念される場合等は、必要に応じて捕獲されたオトナメスの放獣も検討する。

なお、経ヶ岳群及び煤ヶ谷群については、次表に記載される頭数を上限とする。

○ 縮小の対象である群れ

次表に記載される頭数を上限とする。

なお、オトナメスを捕獲する場合は、群れの中心でないオトナメスの捕獲を行う。

また、アカンボウがオトナメスと同時に捕獲された場合は、原則として同時に捕獲されたオトナメスと合わせて、処分又は放獣を行う。

表20 平成29年度 群れ別・性年齢別個体数調整対象個体数

(個体数＝平成28年度ニホンザル生息状況調査の確認頭数－調査後から平成28年度末までの捕獲数)

【適正規模とするための群れの縮小】

	T 1		川弟分裂		半原	
	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数
アカンボウ	5	5	9	18	4	3
コドモ	6		17		12	
ワカモノオス	2	2	6		2	0
オトナオス	2		11		1	
ワカモノメス	2	0	3		2	0
オトナメス	16	1	22	2	10	0
不明	1					
合計	36	8	68	20	31	3

	日向		K 1		K 3		K 4	
	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数
アカンボウ	8	8	10	16	18	23	11	8
コドモ	1		37		20		17	
ワカモノオス	0	3	4		3		1	
オトナオス	5		7		1		4	
ワカモノメス	1	0	9		5		1	
オトナメス	21	5	27	2	28	2	14	2
合計	36	16	94	18	75	25	48	10

【適正配置とするための群れの縮小】

	H		川弟		K 2	
	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数
アカンボウ	8	12	9	10	7	17
コドモ	8		17		14	
ワカモノオス	4		3		3	
オトナオス	3		3		3	
ワカモノメス	2		7		2	
オトナメス	21	3	18	1	21	3
不明	1					
合計	47	15	57	11	50	20

【適正配置とするための群れの除去】

	ダム付分裂		片原		鳶尾		高森集団	
	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数
合計	20	20 (注)	16	16 (注)	46	46 (注)	3	3※

注) 上記の頭数の他、平成 28 年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

	子易		大山	
	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数
合計	10	10 (注)	32	32 (注)

注) 上記の頭数の他、平成 28 年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

	経ヶ岳		煤ヶ谷	
	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数
合計	35	21	30	18

【管理困難な群れの除去】

	S	
	個体数	捕獲 計画数
合計	18	18 (注)

注) 上記の頭数の他、平成 28 年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

(3) 個体数調整の方法

ア 捕獲方法

原則としてはこわな又は囲いわなを用いて実施し、はこわな又は囲いわなでの捕獲が困難な場合は、他の捕獲方法により実施する。

特に銃器を用いた捕獲は、性年齢識別などの専門の知識や技術を持つものが実施することとし、行動域の変化による被害地域の拡大や、オトナメスの錯誤捕獲による群れの分裂を引き起こすことのないように、また予め捕獲を行う場所を検討の上実施する等、安全性に十分留意して実施する。銃器を用いた捕獲において、空気銃を使用する場合は、プリチャージ式空気銃を使用する。

なお、新たに銃器による捕獲、オトナメスの捕獲に取り組む市町村は、具体的な手法を県と調整しながら試行する。

表21 銃器を用いた捕獲

市町村	対象群	捕獲概要
相模原市	ダムヶ付分裂群 K 1 群、K 2 群、K 3 群、K 4 群	群れの位置を確認し、人家がないエリアで、安全性が確保できる場所であると従事者が判断する場合に、銃器（空気銃含む）による捕獲を実施する。性年齢の判別は、同行する専門業者が行う。
清川村	片原群	群れの位置を確認し、安全性が確保できる場所であると従事者が判断する場合に、装薬銃による捕獲を実施する。性年齢の判別は、判別の研修を受講した従事者が行う。
伊勢原市	子易群（大山群、日向群、煤ヶ谷群も同様の手法で、実施検討）	はこわなを設置している場所のうち、銃器の使用の安全性が確保できる場所において、専門業者が性年齢を識別したうえで銃器による捕獲を実施する（必要に応じて餌付けを行い、捕獲実施地点にサルを誘引する）。

注） 小田原市（S群、H群）及び厚木市（鳶尾群）も、銃器を用いた捕獲を検討中（詳細は未定）

表22 オトナメスの捕獲

市町村	対象群	捕獲概要
小田原市	S 群	除去の過程での分裂をできるだけ回避するため、群れの中心ではないオトナメスから優先的に捕獲する。
小田原市	H群、T 1 群	捕獲後の群れの行動から、群れの分裂の発生に関わらないと判断できる個体の選択的捕獲を行う。
相模原市	ダムヶ付分裂群 K 1 群、K 2 群、K 3 群、K 4 群、川弟分裂群	捕獲後の群れの行動から、群れの分裂の発生に関わらないと判断できる個体の選択的捕獲を行う。
愛川町	川弟分裂群、川弟群	捕獲後の群れの行動から、群れの分裂の発生に関わらないと判断できる個体の選択的捕獲を行う。
清川村	片原群、川弟分裂群、川弟群	捕獲後の群れの行動から、群れの分裂の発生に関わらないと判断できる個体の選択的捕獲を行う。
厚木市	鳶尾群 経ヶ岳群 煤ヶ谷群	捕獲後の群れの行動から、群れの分裂の発生に関わらないと判断できる個体の選択的捕獲を行う。

	日向群	
伊勢原市	大山群、子易群	オトナメス以外の捕獲が既に進行しているため、除去に向けてオトナメスの捕獲を行うことが必要であるが、除去の過程での分裂をできるだけ回避するため、群れの中心ではないオトナメスから優先的に捕獲する、オトナメスの捕獲による分裂の兆候を早期に把握するため、捕獲後の群れの動向を監視する等の対策を行う。
伊勢原市	日向群	捕獲後の群れの行動から、群れの分裂の発生に関わらないと判断できる個体の選択的捕獲を行う。

表23 麻酔銃を用いた捕獲

市町村	対象群	捕獲概要
相模原市	ダムサイト分裂群 K1群、K2群 K3群、K4群	専門業者による麻酔銃を用いた捕獲を実施する。
厚木市	鳶尾群	専門業者による麻酔銃を用いた捕獲を実施する。
伊勢原市	子易群（大山群、日向群、煤ヶ谷群も同様の手法での実施を検討）	専門業者による麻酔銃を用いた捕獲について、実施を検討する。

注) 小田原市（H群）、湯河原町（T1群）も、麻酔銃の捕獲を検討中（詳細は未定）

表24 囲いわなを用いた捕獲

市町村	対象群	捕獲概要
相模原市	ダムサイト分裂群 K1群、K2群 K3群、K4群	平成28年度に引き続き、山林に近接する平坦地に囲いわなを設置し、捕獲の取組を行う。
清川村	片原群	山林に近接する平坦地に囲いわなを設置し、捕獲の取組を行う。

表25 多頭捕獲わなを用いた捕獲

市町村	対象群	捕獲概要
伊勢原市	子易群	平成28年度に引き続き、山林に近接する平坦地に多頭捕獲わなを設置し、捕獲の取組を行う。

イ 捕獲個体の取扱い

捕獲個体の取扱いについては、次の事項に留意する。

なお、(イ)及び(ウ)に係る捕獲個体のうち、川弟群、川弟分裂群、半原群、鳶尾群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群、日向群、K1群、K2群、K3群、K4群、S群、H群、T1群のものについては、捕獲個体分析の対象とするため、県が示す送付先に送付する。

(ア) 捕獲許可を受けていない個体が捕獲された場合は、元の生息地に放獣する。放獣の際には、必要に応じて人の声や煙火などで刺激や痛みを感じさせる条件付けによって人への警戒心を持つことを学習させた上で放獣（学習放獣）を行う。

(イ) はこわな又は囲いわなにより捕獲した個体は、麻酔薬の投与や銃器による止めさしなどできる限り苦痛を与えない方法により殺処分し、実験動物としての利用はしない。

(ウ) 銃器により捕獲した個体は、山野に放置することなく適正に処理する。

2 被害防除対策

(1) 集落環境整備

サルが近づきにくい環境をつくるために、農地周辺では、山林と農地の間の雑木、藪、雑草などの刈り払いを行い、農地の野菜や果実の取り残しや放棄果樹、廃棄果実については、全て収穫するか廃果を埋めるなど適正な処分を行う必要がある。人家周辺では、屋外に生ごみを放置しないことや、庭先の果実の収穫、商店の食料品管理などを徹底する必要がある。

こうした集落環境整備が地域主体で行われるよう、市町村、県及び農業者団体等は、集落の状態を地図化して地域で共有する集落環境調査や、調査に基づいて行われる集落環境整備の計画づくりと実行を支援する。

表26 集落環境整備等への支援

地域 個体群	対象群 ・集団	行動域	支援内容
西湘	S群	小田原市 南足柄市 箱根町	【小田原市】・協議会や研修会等において、農地管理の徹底、収穫物を残さないようにすること等を周知 ・被害状況を正確に把握するための方法の検討 ・農業者、住民への協力の呼びかけ ・サルを誘引している原因の追究 【南足柄市】・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発 【箱根町】・農家への放棄果樹の除去指導
	H群	小田原市 真鶴町	【小田原市】・協議会や研修会等において、農地管理の徹底、収穫物を残さないようにすること等を周知 ・農業者、住民への協力の呼びかけ ・県専門員の指導の下、サルを誘引している原因や泊まり場の追究 【真鶴町】・人家周辺の果樹等の早期収穫等の啓発
	P1群	湯河原町	【湯河原町】・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動、野菜残さの埋設励行など誘引物の除去

	T1群	湯河原町 真鶴町	【湯河原町】・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動、野菜残さの埋設励行など誘引物の除去 【真鶴町】・人家周辺の果樹等の早期収穫等の啓発
	和田山 集団	湯河原町	【湯河原町】・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動、野菜残さの埋設励行など誘引物の除去
丹沢	ダムサ イト分 裂群	相模原市	【相模原市】・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・地域ぐるみの対策を行う組織育成
	ダムサ イト群	相模原市 愛川町	【相模原市】・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・地域ぐるみの対策を行う組織育成 【愛川町】・誘引原因となる果樹の管理及び効果を説明し、地域ぐるみの環境整備を推進
	川弟分 裂群	相模原市 愛川町 清川村	【相模原市】・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・地域ぐるみの対策を行う組織育成 【愛川町】・誘引原因となる果樹の管理及び効果を説明し、地域ぐるみの環境整備を推進
	川弟群	愛川町 清川村	【愛川町】・誘引原因となる果樹の管理及び効果を説明し、地域ぐるみの環境整備を推進 ・出没エリア付近において、集落環境調査を実施 【清川村】・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、廃棄野菜等の徹底処理を要請
	半原群	厚木市 愛川町 清川村	【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発 【愛川町】・誘引原因となる果樹の管理及び効果を説明し、地域ぐるみの環境整備を推進 ・出没エリア付近において、集落環境調査を実施 【清川村】・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、廃棄野菜等の徹底処理を要請
	片原群	厚木市 清川村	【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発 【清川村】・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、廃棄野菜等の徹底処理を要請
	鐘ヶ嶽 群（旧 七沢不 明集 団）	厚木市 伊勢原市 清川村	【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発 【清川村】・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、廃棄野菜等の徹底処理を要請 【伊勢原市】・高部屋地区で集落環境調査の実施

			・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める
	鳶尾群	厚木市 愛川町	【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発 【愛川町】・誘引原因となる果樹の管理及び効果を説明し、地域ぐるみの環境整備を推進
	経ヶ岳群	厚木市	【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発
	煤ヶ谷群	厚木市 伊勢原市 清川村	【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発 【伊勢原市】・農業被害地の調査（診断）実施
	日向群	厚木市 伊勢原市	【伊勢原市】・大山、高部屋地区で集落環境調査の実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める 【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発
	高森集団	伊勢原市 厚木市	【伊勢原市】・農業被害地の調査（診断）実施 【厚木市】・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発
	子易群	秦野市 伊勢原市	【秦野市】・市ホームページ、JAホームページ等を活用した、生ゴミの持ち帰り、餌付け禁止の啓発活動をする 【伊勢原市】・大山、比々多地区で集落環境調査の実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める
	大山群	秦野市 伊勢原市	【秦野市】・市ホームページ、JAホームページ等を活用した、生ゴミの持ち帰り、餌付け禁止の啓発活動をする 【伊勢原市】・大山、比々多地区で集落環境調査の実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める。
	丹沢湖群	山北町	【山北町】・農作物の早期収穫や廃棄農作物の除去等を農業者等に啓発
南秋川	K1群 K2群 K3群 K4群 恩方群	相模原市	【相模原市】 ・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・地域ぐるみの対策を行う組織育成

（２）農地への防護柵の設置

県及び市町村は、農業者団体と連携し、農業者等がサル対策として効果がある電気を使用した防護柵（電気柵）やネット等で上面も覆った防護柵を設置することを、その効果や成功

事例の普及などを通じて促進するとともに、設置された防護柵の管理の徹底を農業者等に働きかける。

表27 防護柵設置への支援

地域 個体 群	対象群・ 集団	行動域	支援内容
西湘	S群	小田原市 南足柄市 箱根町	【箱根町】農家への防護柵の修繕等の促進 【J A 西湘】電気柵購入費の支援
	H 群	小田原市 真鶴町	【真鶴町】約 800m 予定 【J A 西湘】電気柵購入費の支援
	P1 群	湯河原町	【J A 西湘】電気柵購入費の支援
	T1 群	湯河原町 真鶴町	【J A 西湘】電気柵購入費の支援
丹沢	ダムサイ ト分裂群	相模原市	【相模原市】防護柵設置補助（設置費用の 1/2 以 内を補助）、防護柵等の設置啓発
	ダムサイ ト群	相模原市 愛川町	【相模原市】防護柵設置補助（設置費用の 1/2 以 内を補助）、防護柵等の設置啓発 【愛川町】柵設置による防除効果及び町補助金説 明を行い、積極的な防除を促す
	川弟分裂 群	相模原市 愛川町 清川村	【相模原市】防護柵設置補助（設置費用の 1/2 以 内を補助）、防護柵等の設置啓発 【愛川町】柵設置による防除効果及び町補助金の 説明を行い、積極的な防除を促す 【清川村】電気柵及び防護ネット等の補助及び補 助制度の周知
	川弟群	愛川町 清川村	【愛川町】柵設置による防除効果及び町補助金の 説明を行い、積極的な防除を促す 【清川村】電気柵及び防護ネット等の補助及び補 助制度の周知
	半原群	厚木市 愛川町 清川村	【厚木市】農業者への防護柵設置にかかる費用の 補助 【愛川町】柵設置による防除効果及び町補助金の 説明を行い、積極的な防除を促す 【清川村】電気柵及び防護ネット等の補助及び補 助制度の周知
	片原群	厚木市 清川村	【厚木市】農業者への防護柵設置にかかる費用の 補助 【清川村】電気柵及び防護ネット等の補助及び補

			助制度の周知
	鐘ヶ嶽群 (旧七沢不明集団)	厚木市 清川村 伊勢原市	【厚木市】 農業者への防護柵設置にかかる費用の補助 【清川村】 電気柵及び防護ネット等の補助及び補助制度の周知 【伊勢原市】 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置
	鳶尾群	厚木市 愛川町	【厚木市】 農業者への防護柵設置にかかる費用の補助 【愛川町】 柵設置による防除効果及び町補助金の説明を行い、積極的な防除を促す
	経ヶ岳群	厚木市	【厚木市】 農業者への防護柵設置にかかる費用の補助
	煤ヶ谷群	厚木市 伊勢原市 清川村	【厚木市】 農業者への防護柵設置にかかる費用の補助
	日向群	伊勢原市 厚木市	【伊勢原市】 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 【厚木市】 農業者への防護柵設置にかかる費用の補助
	高森集団	伊勢原市 厚木市	【伊勢原市】 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 【厚木市】 農業者への防護柵設置にかかる費用の補助
	子易群	秦野市 伊勢原市	【伊勢原市】 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置
	大山群	秦野市 伊勢原市	【伊勢原市】 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置
	丹沢湖群	山北町	【山北町】 私設柵の資材購入費補助及び農家への技術指導、モデル圃場における被害状況の把握と効果の普及啓発 【J A 西湘】 電気柵購入費の支援
南秋 川	K1群 K2群 K3群 K4群 恩方群	相模原市	【相模原市】 防護柵設置補助（設置費用の1/2以内を補助）、防護柵等の設置啓発

(3) 広域防護柵の設置

人の生活圏と森林の境界部へ広域防護柵として電気柵を設置し、被害軽減と棲み分け

を図る。

市町村は、農業者団体と連携し、広域防護柵を地形、農地の状況など地域の実情に合わせ必要に応じて設置し、県は設置に際して技術的、財政的な支援を行う。

また、広域防護柵の効果を持続させるため、定期的の下草の除去を行うなど、適切な維持管理が必要であり、市町村は、住民、農業者などによる維持管理を促進する。

(4) 追い払い

農地、住宅地等に出没する群れや個体に対しては、住民を中心に地域が主体となった追い払いを実施し、県及び市町村は、地域の取組を支援する。

なお、追い払いの実施に備えて事前に地域周辺を調査し、予め追い払う方向を定めておく。

(5) 加害個体捕獲

群れの中の特定の個体が、人家侵入や人への威嚇行動をとるなど人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には、加害個体として特定、捕獲し、原則として殺処分とする。ただし、群れ管理に影響が生じる可能性がある場合は、学習放獣等の対応も可能とする。

また、群れから離れたハナレザル又はオスグループについては、農作物被害・生活被害を繰り返し起こし、追い払いを実施しても被害が防止できない場合には捕獲する。

加害個体及びハナレザル等の捕獲は、はこわな又は銃器、麻酔銃を用いて行い、捕獲個体の取扱いについては、「1(3)イ捕獲個体の取扱い」を準用するものとする。

加害個体等の捕獲は、市町村が県の許可を受けて実施する。

3 生息環境整備

人の生活圏とサルの行動域の重複を解消し、棲み分けを図っていくために、人工林の間伐や混交林化を進め、林床植生の回復や広葉樹の生育を図ることを通じて、サルを含む野生動物の山間部における生息環境整備を進める。

(1) 水源の森林づくり事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺の水源林において、水源かん養機能の維持、増進を目的として、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、植生保護柵設置等の森林整備を行い、林床植生の回復、混交林化等を図る。

(2) 県営林整備事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺の県営林において、第12次神奈川県県営林経営計画に基づいて、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、土壌保全工等の森林整備を行い、林床植生の回復を図る。

(3) 市町村による森林整備の事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺で、市町村は、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、土壌保全工等の森林整備を行う。

4 モニタリング

県は、市町村などの協力を得ながら、モニタリングを実施する。モニタリング結果は、管理事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用するとともに、関係者と情報共有し、地域の対策等の検討にも役立てる。

(1) 生息状況調査

県は、地域個体群の群れ数、個体数、行動域、食性、分派の有無などの調査を実施し、生息状況を把握、評価するとともに、出没地点や頻度、被害状況などから群れの特性を把握し、対策の効果の評価や対策の優先順位の検討に活用する。

また、県は、市町村などの協力を得ながら、個体数調整により捕獲された個体及びその他の要因による死亡個体の情報把握と計測・記録等を行い、個体数調整等の的確な実施と検証に活用する。

○ カウント調査

県内に主な行動域がある20の加害群及び加害集団について、雌雄・成幼獣別に個体数を把握するためのカウント調査を行う。

○ 行動域調査

各加害群及び加害集団を対象として、発信器を用いて行動域を把握する行動域調査を行う。（7群を対象として、発信器の更新を行う。）

○ 捕獲個体分析

市町村などの協力を得ながら、川弟群、川弟分裂群、半原群、鳶尾群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群、日向群、K1群、K2群、K3群、K4群、S群、H群、T1群の個体数調整により捕獲された個体及びその他の要因による死亡個体のうちメスを対象として、情報把握と計測・記録等今後の被害防止対策の効果を検証するため、捕獲個体分析を行う。

(2) 被害状況調査

市町村は、農業者、農業者団体などの協力を得て農作物などの被害額、被害面積などの情報を収集して県に報告し、県は、報告された被害状況を取りまとめ、市町村等への情報提供やホームページでの公表を行う。加えて、報告内容を分析し、地域の取組に活用できるようフィードバックを行う。なお、報告の方法については、農業者等が報告しやすくなるよう市町村や農業者団体等と協力して検討する。

また、市町村は、県と連携して住宅地や農地等の被害が発生する地域でのサル出没地点や被害の取りまとめ等を行うことで、被害状況を集落単位で把握し、収集した情報をもとに地域の実情に即した被害防除対策を実施する。

(3) 対策状況調査

市町村は、関係機関の協力を得ながら、群れ管理、被害防除対策、生息環境整備などの対策の状況を把握し、県は対策状況を取りまとめ、集落単位で被害状況と対策状況を合わせて地図化する。

(4) 調査結果の分析

県は、(1)～(3)による調査結果等の情報を集約・分析し、分析の結果をもとに、出没の増減や被害の状況等に基づき、神奈川県鳥獣総合対策協議会における専門的見地からの検討等を通して、対策効果の検証・評価を行い、計画及び事業の見直しや地域の関係者等へ向けた情報提供・普及啓発などに活用する。

5 その他

(1) 広域連携による対策実施の推進

サルの生息域は東京都、山梨県、静岡県にもまたがることから、これらの都県及び隣接する市町村と情報交換会等を開催し、生息状況、被害状況等について情報交換するとともに、各都県・市町村における対策の考え方や実施結果等について情報共有を図る。

- 山静神、東京都ニホンジカ・ニホンザル等情報交換会
- 湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議
- 相模原市と山梨県上野原市の情報交換

6 群れごとの事業実施計画

平成29年度 S群管理事業実施計画

1 群れの目標

目標頭数	・平成30年度末までに群れを除去する。
追い上げ目標エリア	・なし ・管理困難な群れと判断されるまでは、小田原市板橋等住宅地及び箱根町湯本地区の利用減少を目指す

2 群れの状況

生息域	・小田原市大窪地区・早川地区、南足柄市沼田地区・岩原地区 箱根町湯本地区
頭数	・18頭（平成28年度生息状況調査による）
農業被害	・153千円
生活・人身被害	・小田原市173件、南足柄市24件、箱根町15件 ・小田原市大窪地区での生活被害が多い。夏季には住宅街付近の被害が多い。 ・湯本地区での生活被害が多い。

3 主な課題

「大窪地区での恒常的な生活被害の発生」

「生息域が概ね市街地（住宅地）であるにも関わらず、捕獲ができず、現状以上の対策がないうえ、効果のある学習放獣の指導もないままに、捕獲されたサルの放獣を繰り返したことで、人なれが進み、人間を下とみているような威嚇・攻撃を繰り返すようになっている」

「湯本地区の生活被害減少（家庭菜園等被害含む）」

「湯本地区の住宅地付近での泊まり場解消」

「通報、追い払い出動回数の増加による職員への負担の増」

4 前年度実績

群れ管理	個体数調整	・なし
	追い上げ	・小田原市追い払い隊8名365日 ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会追い払い隊25名2,423h ・箱根町追い払い隊5名243日 ・南足柄市、野猿対策協議会による追い払い4回 ・県と市町等連携による小田原市板橋地区の泊まり場での追い払いの実施 8日
被害防除対策	集落環境整備	・県と市町等連携による小田原市板橋地区での集落環境調査の実施 ・協議会や研修会等において、農地管理の徹底、収穫物の残さ防止など誘引物除去の周知
	農地への防護柵	・なし
	広域防護柵	・箱根ターンパイク付近の広域防護柵の維持管理（1,375m）
	追い払い	・小田原市：大窪地区7自治会に電動ガンの貸し出し ・南足柄市：住民へ煙火を配布 ・箱根町：住民へエアガン・パチンコの貸出・配布
	加害個体捕獲	・なし（加害個体特定2頭）
	その他	・小田原市ホームページでサルの位置情報提供 ・南足柄市ではまちcomiで情報提供 ・サル出没時に出没地周辺を公用車で注意喚起の放送 ・サル対策用パンフレットやリーフレットの配布、回覧等 ・観光客等への餌付け禁止の周知

		・広報誌において餌になるものを戸外に置かないこと等を周知
生息環境整備	森林整備	なし

5 成果及び問題点

群れ管理	個体数調整	・なし	
	追い上げ	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会と協議会による追払いで被害軽減 ・板橋地区の泊まり場での追い払いでは、優先度の高い泊まり場を確認 ・追払い隊の技術向上により町へ直接被害通報が減少傾向 <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・板橋地区の泊まり場での追い払いでは、長期的観点から群れが滞留する位置を変えられることができなかった ・追い払いでは私有地に入りにくく、エアガンや花火も市街地での使用が制限されるため、効果的な追い払いが行えない。 ・市街地では、煙火を使用することによる音に対しての苦情が来ることがあり、一定方向への追払いが困難。 ・追払い隊業務時間以外の対応 ・効果の薄れているエアガン以外の追払い方法 ・住宅地への出没が頻繁であることから民家の屋根が泊まり場になるなど慢性的な被害の発生 ・住民、観光客への威嚇及び物品の略奪被害も依然として発生 ・小中学校や市街地へ頻繁に出没しており、人的被害の発生が懸念される 	
	被害防除対策	集落環境整備	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民間でサルを誘引しないようにする意識が向上 <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地が市内に点々とし、すべての誘引物を除去することは困難。 ・放棄果樹等の早期除去が困難な農家がある ・餌場となっている耕作放棄地の改善
		農地への防護柵	<p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物に防護ネットを設置しているが、それでもサルが侵入し被害を与えている
		広域防護柵	・なし
		追い払い	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民自ら追払うという意識が向上
	加害個体捕獲	<p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害個体指定を受けた個体が捕獲されず学習放獣 ・学習放獣したものの、繰り返し大窪地区に出没しており、学習放獣の効果が現れない 	
	その他	・なし	
生息環境整備	森林整備	・なし	

6 実施計画

事業の実施方針		・管理困難な群れとしての除去
群れ管理	個体数調整	・管理困難な群れの除去 管理困難な群れとして全頭捕獲に向けて検討、実施
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市追い払い隊による追い払い ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会追い払い隊による追い払い

		<ul style="list-style-type: none"> ・箱根町追い払い隊による追い払い ・南足柄市、野猿対策協議会による追い払い ・県と市町等連携による泊まり場等での追い払いの検討
被害防除対策	集落環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会や研修会等において、農地管理の徹底、収穫物を残さないようにすること等を周知 ・被害状況を正確に把握するための方法の検討 ・農業者、住民への協力の呼びかけ ・サルを誘引している原因の追究
	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・箱根町：農家への防護柵の修繕等の促進 ・J A 西湘：電気柵購入費の支援
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・箱根ターンパイク付近の広域防護柵の維持管理（1,375m） ・新規設置箇所の検討
	追い払い	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市：大窪地区7自治会に電動ガンの貸し出し ・南足柄市：住民へ煙火を配布 ・箱根町：住民へエアガン・パチンコの貸出・配布
	加害個体捕獲	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな個体の特定と捕獲の強化
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市ホームページでサルの位置情報提供 ・南足柄市ではまち comi で情報提供 ・サル出没時に出没地周辺を公用車で注意喚起の放送 ・サル対策用パンフレットやリーフレットの配布、回覧等 ・観光客等への餌付け禁止の周知 ・広報誌において餌になるものを戸外に置かないこと等を周知
生息環境整備	森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・なし

平成29年度 H群管理事業実施計画

1 群れの目標

目標頭数	・平成30年度末までに群れの頭数を30頭程度まで縮小する。
追い上げ目標エリア	・白銀林道周辺 ・平成29年度は、県道740号線より海側の利用減少を目指す

2 群れの状況

生息域	・小田原市、真鶴町岩地区
頭数	・47頭（平成28年度生息状況調査による）
農業被害	・小田原市501千円、真鶴町566千円（T1群含む）
生活・人身被害	・小田原市24件、真鶴町37件 ・片浦地区での生活被害が多い。

3 主な課題

「どの地区においても農業被害が恒常的に発生」

「効果のある学習放獣の指導もないままに、捕獲されたサルを放獣を繰り返したことで、人なれが進み、人間を下とみているような威嚇・攻撃を繰り返すようになっている」

「岩地区での農業被害」

4 前年度実績

群れ管理	個体数調整	・生活被害・人身被害軽減のための個体数調整 5頭
	追い上げ	・小田原市追い払い隊8名 365日 ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会追い払い隊25名 2,423h ・真鶴町では猟友会及び職員による追い払い42回 ・真鶴町では毎朝スクールバス運転手によるチェック
被害防除対策	集落環境整備	・協議会や研修会等において、農地管理の徹底、収穫物を残さないようにすること等を周知
	農地への防護柵	・真鶴町約240m
	広域防護柵	・箱根ターンパイク付近の広域防護柵の維持管理（1,375m）
	追い払い	・住民へ煙火を配布
	加害個体捕獲	・なし（加害個体特定1頭）
	その他	・小田原市ホームページでサルの位置情報提供 ・広報誌において餌になるものを戸外に置かないこと等を周知 ・住民等への餌付け禁止の周知
生息環境整備	森林整備	・なし

5 成果及び問題点

群れ管理	個体数調整	[問題点] ・箱わなはサルが捕獲されにくい ・群れにオトナメスが多いためオトナメスの捕獲は不可欠
	追い上げ	【成果】 ・猟友会と協議会による追払いで被害軽減 【問題点】 ・現状よりも餌環境が悪い場所へ追い上げることができるか疑問がある ・市街地では、煙火を使用することによる音に対しての苦情が来ることがあり、一定方向への追払いが困難 ・人を恐れず、威嚇、人家侵入、屋内の物品略奪等を繰り返す

被害防除対策	集落環境整備	【成果】 ・農業者への啓発が図られた。 【問題点】 ・耕作放棄地が市内に点々としすべての誘引物を除去することは困難 ・農業者の高齢化や、後継者不足に加え、被害が減らないことによる耕作意欲の低下のため、耕作放棄地が増加
	農地への防護柵	【問題点】 ・農業者が電気柵等費用のかかる対策に積極的でない ・農作物に防護ネットを設置しているが、それでもサルが侵入し被害を与えている
	広域防護柵	・なし
	追い払い	【成果】 ・住民自ら追払うという意識が向上
	加害個体捕獲	【問題点】 ・銃器で特定の個体を捕獲することはほとんど不可能
	その他	・なし
生息環境整備	森林整備	・なし

6 実施計画

事業の実施方針		<ul style="list-style-type: none"> 群れの縮小に向けて個体数調整（加害個体捕獲を含む）を重点的に実施
群れ管理	個体数調整	<ul style="list-style-type: none"> 適正配置とするための群れの縮小 計画捕獲数 15 頭(アカンボウ、コドモ、ワカモノオス、オトナオス又はワカモノメス 12 頭 オトナメス※ 3 頭) ※群の中心でないオトナメスに限る 捕獲が困難な個体については麻酔銃、銃器により捕獲
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市追い払い隊による追い払い 小田原市鳥獣被害防止対策協議会追い払い隊による追い払い 真鶴町では猟友会及び職員による追い払い 真鶴町では毎朝スクールバス運転手によるチェック
被害防除対策	集落環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 協議会や研修会等において、農地管理の徹底、収穫物を残さないようにすること等を周知。 農業者、住民への協力の呼びかけ 県鳥獣被害対策専門員の指導の下、サルを誘引している原因や泊まり場の追究
	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> 真鶴町約 800m 予定 J A 西湘：電気柵購入費の支援
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> 箱根ターンパイク付近の広域防護柵の維持管理（1,375m） 新規設置箇所の検討
	追い払い	<ul style="list-style-type: none"> 住民へ煙火を配布
	加害個体捕獲	<ul style="list-style-type: none"> 新たな個体の特定と捕獲の強化 人身被害を与える恐れのある個体は加害個体として特定できるよう個体判別を実施
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市ホームページでサルの位置情報提供 広報誌において餌になるものを戸外に置かないこと等を周知 住民等への餌付け禁止の周知
生息環境整備	森林整備	・なし

平成29年度 P1群管理事業実施計画

1 群れの目標

目標頭数	・現状維持
追い上げ目標エリア	・なし

2 群れの状況

生息域	・熱海市、湯河原町宮上・宮下・土肥・門川地区 ・熱海市を主に利用
頭数	・5～6頭（平成28年度生息状況調査による）
農業被害	・不明
生活・人身被害	・湯河原町2件

3 主な課題

生活被害の根絶

4 前年度実績

群れ管理	個体数調整	・なし
	追い上げ	・湯河原町鳥獣対策協議会追い払い隊及び職員による追い払い
被害防除対策	集落環境整備	・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動、野菜残さの埋設励行など誘引物の除去
	農地への防護柵	・なし
	広域防護柵	・なし
	追い払い	・住民へ煙火を配布
	加害個体捕獲	・なし
	その他	・住民等への餌付け禁止の周知
生息環境整備	森林整備	・なし

5 成果及び問題点

群れ管理	個体数調整	【成果】 ・追い払いの実施により、農家・人家への出没数が減少 ・地域ぐるみのサル対策の推進 【問題点】 ・追い払い隊員の高齢化 ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・市街地を移動するため効果的な対応が難しい ・放棄果樹がサルの餌になっている
	追い上げ	
被害防除対策	集落環境整備	
	農地への防護柵	
	広域防護柵	
	追い払い	
	加害個体捕獲	
その他		
生息環境整備	森林整備	

6 実施計画

事業の実施方針		・追い払いを重点的に実施
群れ管理	個体数調整	・なし
	追い上げ	・湯河原町鳥獣対策協議会追い払い隊及び職員による追い払い
被害防除対策	集落環境整備	・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動、野菜残さの埋設励行など誘引物の除去
	農地への防護柵	・J A 西湘：電気柵購入費の支援
	広域防護柵	・なし
	追い払い	・住民へ煙火を配布
	加害個体捕獲	・加害個体の特定と捕獲
	その他	・住民等への餌付け禁止の周知
生息環境整備	森林整備	・なし

平成29年度 T1群管理事業実施計画

1 群れの目標

目標頭数	・平成29年度末までに群れの頭数を30頭程度まで縮小する。
追い上げ目標エリア	・天照山周辺 ・平成29年度は、湯河原町市街地の利用減少を目指す

2 群れの状況

生息域	・湯河原市宮上・宮下・城堀・鍛冶屋・吉浜・川堀地区、真鶴町真鶴地区
頭数	・36頭（平成28年度生息状況調査による）
農業被害	・湯河原町2,108千円
生活・人身被害	・湯河原町136件、真鶴町4件

3 主な課題

「湯河原市街地での生活被害」、「真鶴地区での生活被害」

4 前年度実績

群れ管理	個体数調整	・生活被害・人身被害軽減のための個体数調整 4頭
	追い上げ	・湯河原町鳥獣対策協議会追い払い隊213日 ・湯河原町職員57回 ・真鶴町職員4回
被害防除対策	集落環境整備	・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動、野菜残さの埋設励行など誘引物の除去
	農地への防護柵	・なし
	広域防護柵	・なし
	追い払い	・住民へ煙火を配布
	加害個体捕獲	・なし
	その他	・住民等への餌付け禁止の周知
生息環境整備	森林整備	・なし

5 成果及び問題点

群れ管理	個体数調整	【成果】 ・追い払いの実施により、農家・人家への出没数が減少 ・地域ぐるみのサル対策の推進 【問題点】 ・追い払い隊員の高齢化 ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・市街地を移動するため効果的な対応が難しい ・人身被害のおそれ大きい ・放棄果樹がサルの餌になっている ・箱わなでのコドモ以外の捕獲が難しい
	追い上げ	
被害防除対策	集落環境整備	
	農地への防護柵	
	広域防護柵	
	追い払い	
	加害個体捕獲	
	その他	
生息環境整備	森林整備	

6 実施計画

事業の実施方針	・個体数調整を重点的に実施	
群れ管理	個体数調整	・適正規模とするための群れの縮小・維持 ・計画捕獲数 8頭（オトナオス又はワカモノオス2頭、オトナメス又はワカモノメス1頭、コドモ又はアカンボウ5頭） ※群の中心でないオトナメスに限る

		<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲が困難な個体については麻酔銃により捕獲 ・オトナメスの捕獲検討
	追い上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・湯河原町鳥獣対策協議会追い払い隊221日 ・湯河原町職員による追い払い ・真鶴町職員による追い払い
被害防除対策	集落環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動、野菜残さの埋設励行など誘引物の除去
	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・J A 西湘：電気柵購入費の支援
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
	追い払い	<ul style="list-style-type: none"> ・住民へ煙火を配布
	加害個体捕獲	<ul style="list-style-type: none"> ・加害個体の特定・捕獲
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への餌付け禁止の周知
生息環境整備	森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・なし

平成29年度 和田山集団管理事業実施計画

1 群れの目標

目標頭数	・現状維持
追い上げ目標エリア	・なし

2 群れの状況

生息域	・熱海市、湯河原町宮上・宮下・土肥・門川地区 ・熱海市を主に利用
頭数	・2頭（平成28年度生息状況調査による）
農業被害	・不明
生活・人身被害	・なし

3 主な課題

生活被害の根絶

4 前年度実績

群れ管理	個体数調整	・なし
	追い上げ	・湯河原町鳥獣対策協議会追い払い隊及び職員による追い払い
被害防除対策	集落環境整備	・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動、野菜残さの埋設励行など誘引物の除去
	農地への防護柵	・なし
	広域防護柵	・なし
	追い払い	・市住民へ煙火を配布
	加害個体捕獲	・なし
	その他	・住民等への餌付け禁止の周知
生息環境整備	森林整備	・なし

5 成果及び問題点

群れ管理	個体数調整	【成果】 ・追い払いの実施により、農家・人家への出没数が減少 ・地域ぐるみのサル対策の推進 【問題点】 ・追い払い隊員の高齢化 ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・市街地を移動するため効果的な対応が難しい ・放棄果樹がサルの餌になっている
	追い上げ	
被害防除対策	集落環境整備	
	農地への防護柵	
	広域防護柵	
	追い払い	
	加害個体捕獲	
その他		
生息環境整備	森林整備	

6 実施計画

事業の実施方針		・追い払いを重点的に実施
群れ管理	個体数調整	・なし
	追い上げ	・湯河原町鳥獣対策協議会追い払い隊及び職員による追い払い
被害防除対策	集落環境整備	・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動、野菜残さの埋設励行など誘引物の除去
	農地への防護柵	・J A 西湘：電気柵購入費の支援
	広域防護柵	・なし
	追い払い	・市住民へ煙火を配布
	加害個体捕獲	・加害個体の特定と捕獲
	その他	・住民等への餌付け禁止の周知
生息環境整備	森林整備	・なし

平成 29 年度ダムサイト分裂群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	内容
(1) 目標頭数	・平成 29 年度末までに群れを除去する。
(2) 目標エリア	・なし

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市寸沢嵐地区、三ヶ木地区、青山地区、青野原地区、鳥屋地区、牧野地区 ・主な生息域は、青野原地区、青山地区、鳥屋地区、寸沢嵐地区である
(2) 頭数	・20 頭（平成 28 年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	【農業被害額】 <ul style="list-style-type: none"> ・青山地区 1,083 千円（ダムサイト群も含む） 【自家用作物】 <ul style="list-style-type: none"> ・寸沢嵐地区 9.10t ・三ヶ木地区 0.42t ・青山地区 6.92t（ダムサイト群も含む） ・青野原地区 0.86t ・鳥屋地区 0.49t（ダムサイト群も含む）
(4) 生活・人身被害	<ul style="list-style-type: none"> ・13 件 ・青山地区、鳥屋地区、寸沢嵐地区での被害が多い

3 主な課題

「個体数管理が困難（はこわなへの警戒心が強い）」、「人身被害発生の危惧」

4 前年度実績

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 【目的】 ・新たな加害群及び加害集団の捕獲 【処分数】 ・2 頭（相模原市）
	追い上げ・追い払い ・委託業者による追い払い 2 名 243 日 ・農業者等（猟友会、自主防衛組織、J A 津久井郡職員）による追い払い ・専門業者による指導 2 名 90 日 ・住民へ煙火等追い払い物品を配布
(2) 被害防除対策	集落環境整備 ・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発
	農地への防護柵 【設置費用補助】 ・2 箇所 22.3a
	広域防護柵
	加害個体捕獲
	その他 ・J A 津久井郡への位置情報提供 ・専門業者による農業者等への指導
	(3) 生息環境整備 森林整備 ・9.72ha

(4) その他	
---------	--

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【成果】 ・はこわなの設置箇所の増加（J A津久井郡の支援） 【問題点】 ・はこわなへの警戒心が強く、行動域が広いため、効率的なはこわな捕獲が困難
	追い上げ・追い払い	【成果】 ・自主防衛組織の増加（2組織） 【問題点】 ・追い払い用具への馴れ →追い払ってもすぐに出没してしまう ・動物駆逐用煙火及び銃による追い払い効果の減少
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 ・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・営農者の諦め →耕作放棄地の増加
	農地への防護柵	【問題点】 ・防護柵等の設置が進んでいない地域がある
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・個体数が増加しており、人身被害発生の危惧もあるため、群れの除去を図る
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの除去 【計画捕獲数】 ・20頭（平成28年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする）
	追い上げ・追い払い	・委託業者による追い払い 2名 282日 ・農業者等（猟友会、自主防衛組織、J A津久井郡職員）による追い払い ・専門業者による指導 ・住民へ煙火等追い払い物品を配布 ・組織的な追い払い実施の啓発 ・全頭捕獲とするが、捕獲が完了するまでの間は、被害軽減のため仙洞寺山、焼山方面への追い上げも実施し、寸沢嵐及び青山地区の利用減少を目指す。
(3) 被害防除対策	集落環境整備	・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発

		<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの対策を行う組織育成
	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵設置補助（設置費用の1/2以内を補助） ・防護柵等の設置啓発
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き維持管理を行う
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・J A津久井郡への位置情報提供 ・専門業者による農業者等への指導 ・正確な被害状況の把握
(4) 生息環境整備	森林整備	
(5) その他		

平成 29 年度ダムサイト群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	内容
(1) 目標頭数	・現状維持
(2) 目標エリア	・南山方面 ・平成 29 年度は、鳥屋地区、県立あいかわ公園周辺の出没をなくす

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・相模原市長竹地区、青山地区、鳥屋地区 ・愛川町横根地区、真名倉地区 ・主な生息域は相模原市鳥屋地区であり、冬季には愛川町を集中的に利用している
(2) 頭数	・14 頭（平成 28 年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	【農業被害額】 ・相模原市青山地区 1,083 千円（ダムサイト分裂群も含む） ・愛川町 37 千円（川弟分裂群も含む） 【自家用作物】 ・相模原市長竹地区 0.53t ・相模原市青山地区 6.92t（ダムサイト分裂群も含む） ・相模原市鳥屋地区 0.49t（ダムサイト分裂群も含む）
(4) 生活・人身被害	・愛川町 4 件 ・愛川町横根地区での生活被害が多い

3 主な課題

「県立あいかわ公園来園者による餌付け」、「人身被害発生の危惧」、「生息域での農作物被害及び生活被害」

4 前年度実績

項目	内容								
(1) 群れ管理	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">個体数管理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>追い上げ・追い払い</td> <td> [相模原市] ・委託業者による追い払い 2名 243日 ・農業者等（猟友会、自主防衛組織、J A津久井郡職員）による追い払い ・専門業者による指導 2名 90日 ・住民へ煙火等追い払い物品を配布 [愛川町] ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い（巡視：122日） ・職員による追い払い（出動：1回） ・追い払い用煙火、パチンコ等の被害防除資材配布を実施 </td> </tr> <tr> <td>集落環境整備</td> <td> [相模原市] ・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 </td> </tr> <tr> <td>農地への防護柵</td> <td> 【設置費用補助】 ・相模原市 2箇所 22.3a ・愛川町 1箇所 </td> </tr> </table>	個体数管理		追い上げ・追い払い	[相模原市] ・委託業者による追い払い 2名 243日 ・農業者等（猟友会、自主防衛組織、J A津久井郡職員）による追い払い ・専門業者による指導 2名 90日 ・住民へ煙火等追い払い物品を配布 [愛川町] ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い（巡視：122日） ・職員による追い払い（出動：1回） ・追い払い用煙火、パチンコ等の被害防除資材配布を実施	集落環境整備	[相模原市] ・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発	農地への防護柵	【設置費用補助】 ・相模原市 2箇所 22.3a ・愛川町 1箇所
個体数管理									
追い上げ・追い払い	[相模原市] ・委託業者による追い払い 2名 243日 ・農業者等（猟友会、自主防衛組織、J A津久井郡職員）による追い払い ・専門業者による指導 2名 90日 ・住民へ煙火等追い払い物品を配布 [愛川町] ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い（巡視：122日） ・職員による追い払い（出動：1回） ・追い払い用煙火、パチンコ等の被害防除資材配布を実施								
集落環境整備	[相模原市] ・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発								
農地への防護柵	【設置費用補助】 ・相模原市 2箇所 22.3a ・愛川町 1箇所								
(2) 被害防除対策									

	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	[相模原市] ・ J A津久井郡への位置情報提供 ・ 専門業者による農業者等への指導
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	
	追い上げ・追い払い	【問題点】 [相模原市] ・ 追い払い用具への馴れ → 追い払ってもすぐに出没してしまう ・ 動物駆逐用煙火及び銃による追い払い効果の減少
(2) 被害防除対策		[愛川町] ・ 追い払いを実施する住民が少なく、追い払いを実施してもサルに対しての威圧効果が低い ・ 追い払いを実施する住民を覚えており、不在時に出没する等の学習が進んできている
	集落環境整備	【問題点】 [相模原市] ・ 放棄、取り残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・ 営農者の諦め → 耕作放棄地の増加 [愛川町] ・ 冬季に誘引原因となるユズ等柑橘類の管理及び対策不足 ・ 収穫作物の庭先への仮置き、種芋の無防備な保管を学習し、同一家屋での被害がある
	農地への防護柵	【問題点】 [相模原市] ・ 防護柵等の設置が進んでいない地域がある [愛川町] ・ 家庭菜園低度の小規模農地が多く、柵設置への意欲が低い
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		【問題点】 [愛川町] ・ 県立あいかわ公園内での来園者による餌付け行為により、人馴れが進む恐れがある

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・人身被害の発生を防ぐため、鳥屋地区及び県立あいかわ公園周辺の出没を減らす
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小、維持 【計画捕獲数】 ・0頭
	追い上げ・追い払い	[相模原市] ・委託業者による追い払い 2名 282日 ・農業者等(猟友会、自主防衛組織、J A津久井郡職員)による追い払い ・専門業者による指導 ・住民へ煙火等追い払い物品を配布 ・組織的な追い払い実施の啓発 [愛川町] ・個人の追い払い効果が低いことから、地域ぐるみの追い払いを目指す
(3) 被害防除対策	集落環境整備	[相模原市] ・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・地域ぐるみの対策を行う組織育成 [愛川町] ・誘引原因となる果樹の管理及び効果を説明し、地域ぐるみの環境整備を推進
	農地への防護柵	[相模原市] ・防護柵設置補助(設置費用の1/2以内を補助) ・防護柵等の設置啓発 [愛川町] ・柵設置による防除効果及び町補助金の説明を行い、積極的な防除を促す
	広域防護柵	・引き続き維持管理を行う
	その他	[相模原市] ・J A津久井郡への位置情報提供 ・専門業者による農業者等への指導 ・正確な被害状況の把握 [愛川町] ・県立あいかわ公園内での餌付け行為を防止するため、管理者に対し来園者への周知徹底を図るよう依頼する
	森林整備	
(4) 生息環境整備		
(5) その他		・神奈川県及び相模原市、愛川町との協力を図る

平成 29 年度川弟分裂群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	内容
(1) 目標頭数	・平成 33 年度末までに群れの頭数を 30 頭程度まで縮小する。
(2) 目標エリア	・金沢林道方面（愛川町、清川村） ・早戸川林道方面（相模原市） ・平成 29 年度は、鳥屋地区、県立あいかわ公園周辺の出没を減らす

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・相模原市鳥屋地区 ・愛川町檜原地区、市之田地区 ・清川村春ノ木丸地区、吹風地区 ・主な生息域は、愛川町及び清川村である
(2) 頭数	・68 頭（平成 28 年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	【農業被害額】 ・愛川町 37 千円（ダムサイト群も含む） 【自家用作物】 ・相模原市鳥屋地区 0.486t（ダムサイト群も含む）
(4) 生活・人身被害	・愛川町 1 件 ・清川村 24 件

3 主な課題

「個体数の増加による群れの分裂」、「捕獲実施場所の確保」、「県立あいかわ公園来園者による餌付け」

4 前年度実績

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 【目的】 ・新たな加害群及び加害集団の捕獲 【処分数】 ・0 頭
	追い上げ・追い払い [相模原市] ・委託業者による追い払い 2 名 243 日 ・農業者等（猟友会、自主防衛組織、J A 津久井郡職員）による追い払い ・専門業者による指導 2 名 90 日 ・住民へ煙火等追い払い物品を配布 [愛川町] ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い（巡視：122 日） ・追い払い用煙火、パチンコ等の被害防除資材配布を実施 [清川村] ・追い払い隊による追い払い（出動：24 回 巡視：82 回）
(2) 被害防除対策	集落環境整備 [相模原市] ・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発
	農地への防護柵 【設置費用補助】

		<ul style="list-style-type: none"> 相模原市 2箇所 22.3a 愛川町 1箇所
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	<p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> J A津久井郡への位置情報提供 専門業者による農業者等への指導 <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光地周辺のゴミ等の誘引物撤去指導等を要請
(3) 生息環境整備	森林整備	<ul style="list-style-type: none"> 相模原市 41.31ha 清川村猿島地区 1.88ha
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	<p>【成果】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> はこわなの設置箇所の増加（J A津久井郡の支援） <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個体数の増加により、分裂が危惧される 観光地があるため、はこわなの設置箇所が制限される 捕獲可能な地域に出没することが少ない <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> はこわなへの警戒心が強く、行動域が広いため、効率的なはこわな捕獲が困難
	追い上げ・追い払い	<p>【問題点】</p> <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> 追い払いを実施する住民が少なく、追い払いを実施してもサルに対しての威圧効果が低い 追い払いを実施する住民を覚えており、不在時に出没する等の学習が進んできている <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光地のため、地域によっては銃器による追い払いが制限されている
(2) 被害防除対策	集落環境整備	<p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 放棄、取り残し農作物等誘引物の除去が不十分 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> 冬季に誘引原因となるユズ等柑橘類の管理及び対策不足
	農地への防護柵	<p>【問題点】</p> <p>[相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護柵等の設置が進んでいない地域がある <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> 主な行動域周辺において積極的な防護柵の設置が進められたことにより、サルの動線が変化し、現在の行動域での出没が増加してしまったため、現在の出没エリアにおいても防護柵の設置を進める必要がある <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭菜園が多く、電気柵等の設置が困難

	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	【問題点】 [清川村] ・鳥獣害対策に特化した森林整備とはなっていない
(4) その他		【問題点】 [愛川町] ・県立あいかわ公園内での来園者による餌付け行為により、人馴れが進む恐れがある [清川村] ・観光客等の餌付けによる人馴れの進行

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		<ul style="list-style-type: none"> ・個体数の増加による群れの分裂を防ぐため、群れを縮小させる ・人身被害の発生を防ぐため、鳥屋地区及び県立あいかわ公園周辺の出没を減らす
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・適正規模とするための群れの縮小 【計画捕獲数】 <ul style="list-style-type: none"> ・20 頭
	追い上げ・追い払い	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者による追い払い 2名 282日 ・農業者等（猟友会、自主防衛組織、J A津久井郡職員）による追い払い ・専門業者による指導 ・住民へ煙火等追い払い物品を配布 ・組織的な追い払い実施の啓発 [愛川町] <ul style="list-style-type: none"> ・個人の追い払い効果が低いことから、地域ぐるみの追い払いを目指す [清川村] <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い隊による銃器（発音弾等）や花火、エアガンによる追い払いを実施 ・定期巡回の実施
(3) 被害防除対策	集落環境整備	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・地域ぐるみの対策を行う組織育成 [愛川町] <ul style="list-style-type: none"> ・誘引原因となる果樹の管理及び効果を説明し、地域ぐるみの環境整備を推進
	農地への防護柵	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵設置補助（設置費用の1/2以内を補助） ・防護柵等の設置啓発 [愛川町]

		<ul style="list-style-type: none"> ・柵設置による防除効果及び町補助金の説明を行い、積極的な防除を促す [清川村] <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵及び防護ネット等の補助及び補助制度の周知
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き維持管理を行う
	その他	[相模原市] <ul style="list-style-type: none"> ・J A津久井郡への位置情報提供 ・専門業者による農業者等への指導 ・正確な被害状況の把握 [愛川町] <ul style="list-style-type: none"> ・県立あいかわ公園内での餌付け行為を防止するため、管理者に対し来園者への周知徹底を図るよう依頼する [清川村] <ul style="list-style-type: none"> ・観光地周辺のゴミ等の誘引物撤去指導等を継続して要請 ・餌付けの禁止を徹底
(4) 生息環境整備	森林整備	

平成 29 年度川弟群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	内容
(1) 目標頭数	・平成 33 年度末までに群れの頭数を 40 頭程度まで縮小する。
(2) 目標エリア	・法論堂林道より北側、仏果山方面

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・愛川町馬渡地区、塚原地区、塩川地区、上細野地区 ・清川村法論堂地区、柿ノ木平地区、坂尻地区
(2) 頭数	・57 頭（平成 28 年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	【農業被害額】 ・愛川町 28 千円 ・清川村 39 千円 【自家用作物】 ・清川村 0.01 t
(4) 生活・人身被害	・愛川町 1 件 ・清川村 2 件

3 主な課題

「個体数の増加による分裂」「農作物被害及び生活被害」

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	
	追い上げ・追い払い	[愛川町] ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い（巡視：122 日） ・職員による追い払い（出動：4 回） [清川村] ・追い払い隊による追い払い（出動：2 回 巡視：80 回）
(2) 被害防除対策	集落環境整備	[清川村] ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、廃棄野菜等の徹底処理を要請
	農地への防護柵	【設置費用補助】 ・愛川町 1 箇所 ・清川村 7 箇所
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	
	(3) 生息環境整備	森林整備
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 ・頭数が多く、3グループ程度で行動しており、分裂が危惧される
	追い上げ・追い払い	【問題点】 ・効率的な追い上げを実施するため、群れサイズを縮小する必要がある [愛川町] ・追い払いを実施する住民が少なく、追い払いを実施してもサルに対しての威圧効果が低い ・追い払いを実施する住民を覚えており、不在時に出没する等の学習が進んできている [清川村] ・住民等からの通報が減少している
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 [愛川町] ・冬季に誘引原因となるユズ等柑橘類の管理及び対策不足 [清川村] ・取り残し農作物等の除去が不十分
	農地への防護柵	【成果】 [清川村] ・電気柵及び防護ネットを設置する農家が増加した 【問題点】 [愛川町] ・電気柵による防除が進んできているが、普及率は未だ十分とは言えない
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	
	(3) 生息環境整備	森林整備
(4) その他		【問題点】 [愛川町] ・馬渡地区、塩川地区、塚原地区においては、半原群と重複して交互に出没する時期もあり、住民の精神的負担となっている

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・個体数の増加による分裂を防ぐため、群れの縮小を図る
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの縮小 【計画捕獲数】 ・11頭
	追い上げ・追い払い	[愛川町] ・個人の追い払い効果が低いことから、地域ぐるみの追い払いを目指す

(3) 被害防除 対策		<p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追い払い隊による銃器（発音弾等）や花火、エアガンによる追い払いを実施 ・ 定期巡回の実施
	集落環境整備	<p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誘引原因となる果樹の管理及び効果を説明し、地域ぐるみの環境整備を推進 ・ 出没エリア付近において、集落環境調査を実施 <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、廃棄野菜等の徹底処理を要請
	農地への防護柵	<p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柵設置による防除効果及び町補助金の説明を行い、積極的な防除を促す <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気柵及び防護ネット等の補助及び補助制度の周知
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き維持管理を行う
	その他	
(4) 生息環境 整備	森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清川村西ヶ谷戸地区 18.09ha

平成 29 年度半原群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	内容
(1) 目標頭数	・平成 33 年度末までに群れの頭数を 30 頭程度まで縮小する。
(2) 目標エリア	・経ヶ岳より北側

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・厚木市荻野地区 ・愛川町馬渡地区、塚原地区、塩川地区、上細野地区
(2) 頭数	・36 頭（平成 28 年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	【農業被害額】 ・厚木市荻野地区 6,223 千円（鳶尾群、経ヶ岳群も含む） ・愛川町 24 千円
(4) 生活・人身被害	・愛川町 1 件

3 主な課題

「行動域の拡大」、「生息域での農作物被害及び生活被害、人身被害」

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・新たな加害群及び加害集団の捕獲 【処分数】 ・5 頭（愛川町）
	追い上げ・追い払い	[厚木市] ・地区追い払い隊による追い払い（荻野地区：75 回） ・地域住民による追い払い [愛川町] ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い（巡視：122 日） ・職員による追い払い（出動：4 回） ・追い払い用煙火、パチンコ等の被害防除資材配布を実施
(2) 被害防除対策	集落環境整備	[厚木市] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発
	農地への防護柵	【設置費用補助】 ・愛川町 1 箇所
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	
	(3) 生息環境整備	森林整備
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 ・当初 20 頭程度の群れであったものが、36 頭まで個体数が増加している
	追い上げ・追い払い	【問題点】 ・規模は大きくないが、清川村側へ南下している恐れがある [厚木市] ・出没地域が行政区域を超えるため、追い払い方向の設定に苦慮する ・住民からの通報による対応のため、迅速な追い払いが困難 [愛川町] ・追い払いを実施する住民が少なく、追い払いを実施してもサルに対しての威圧効果が低い ・追い払いを実施する住民を覚えており、不在時に出没する等の学習が進んできている
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 [愛川町] ・冬季に誘引原因となるユズ等柑橘類の管理及び対策不足
	農地への防護柵	【問題点】 [愛川町] ・電気柵による防除が進んできているが、普及率は未だ十分とは言えない
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	
	(3) 生息環境整備	森林整備
(4) その他		【問題点】 [愛川町] ・馬渡地区、塩川地区、塚原地区においては、川弟群と重複して交互に出没する時期もあり、住民の精神的負担となっている

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・群れの拡大を防ぐため、30 頭程度の個体数で維持を図る
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小、維持 【計画捕獲数】 ・ 3 頭
	追い上げ・追い払い	[厚木市] ・地区追い払い隊による空砲、動物駆逐用火火等を使用した追い払い ・地域住民による追い払いへの支援 [愛川町]

(3) 被害防除 対策		<ul style="list-style-type: none"> ・個人の追い払い効果が低いことから、地域ぐるみの追い払いを目指す [清川村] ・追い払い隊による銃器（発音弾等）や花火、エアガンによる追い払いを実施 ・定期巡回の実施
	集落環境整備	<ul style="list-style-type: none"> [厚木市] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発 [愛川町] ・誘引原因となる果樹の管理及び効果を説明し、地域ぐるみの環境整備を推進 ・出没エリア付近において、集落環境調査を実施 [清川村] ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、廃棄野菜等の徹底処理を要請
	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> [厚木市] ・農業者への防護柵設置にかかる費用の補助 [愛川町] ・柵設置による防除効果及び町補助金の説明を行い、積極的な防除を促す [清川村] ・電気柵及び防護ネット等の補助及び補助制度の周知
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き維持管理を行う
	その他	
(4) 生息環境 整備	森林整備	

平成 29 年度片原群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	内容
(1) 目標頭数	・平成 30 年度末までに群れを除去する。
(2) 目標エリア	・なし

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・厚木市小鮎地区 ・清川村片原地区、柳梅地区、寺鐘地区、舟沢地区
(2) 頭数	・16 頭（平成 28 年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	【農業被害額】 ・厚木市小鮎地区 10,908 千円（経ヶ岳群、煤ヶ谷群も含む）
(4) 生活・人身被害	・清川村 15 件 ・清川村舟沢地区での生活被害が多い。

3 主な課題

「群れの除去に向けたオトナメスの捕獲方法」

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・新たな加害群及び加害集団の捕獲 【処分数】 ・6 頭（清川村）
	追い上げ・追い払い	[厚木市] ・地区追い払い隊による追い払い（小鮎地区：70 回） ・地域住民による追い払い [清川村] ・追い払い隊による追い払い（出動：15 回 巡視：80 回）
(2) 被害防除対策	集落環境整備	[厚木市] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発 [清川村] ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、廃棄野菜等の徹底処理を要請
	農地への防護柵	【設置費用補助】 ・清川村 7 箇所
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	
	(3) 生息環境整備	森林整備
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 ・行動域が行政境をまたいでいるため、銃器捕獲の実施日に清川村内にいないことが多い
	追い上げ・追い払い	【問題点】 [厚木市] ・隣接群との接触があるため、注意が必要 ・出没地域が行政区域を超えるため、追い払い方向の設定に苦慮する ・住民からの通報による対応のため、迅速な追い払いが困難 [清川村] ・住民等からの通報が減少している
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 [清川村] ・取り残し農作物等の除去が不十分
	農地への防護柵	【成果】 [清川村] ・電気柵及び防護ネットを設置する農家が増加した
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	【問題点】 [清川村] ・鳥獣害対策に特化した森林整備とはなっていない
(4) その他		

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・群れの取り逃がしをなくすため、銃器、はこわな及び囲いわなによる捕獲で群れの除去を図る
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの除去 【計画頭数】 ・16頭（平成28年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする）
	追い上げ・追い払い	[厚木市] ・地区追い払い隊による空砲、動物駆逐用火火等を使用した追い払い ・地域住民による追い払いへの支援 [清川村] ・追い払い隊による銃器（発音弾等）や花火、エアガンによる追い払いを実施 ・定期巡回の実施
(3) 被害防除対策	集落環境整備	[厚木市] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発

		[清川村] ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、廃棄野菜等の徹底処理を要請
	農地への防護柵	[厚木市] ・農業者への防護柵設置にかかる費用の補助 [清川村] ・電気柵及び防護ネット等の補助及び補助制度の周知
	広域防護柵	・引き続き維持管理を行う
	その他	
(4) 生息環境整備	森林整備	・清川村北ノ垣戸地区ほか 25.01ha

平成 29 年度鐘ヶ嶽群(旧七沢不明集団) 事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	内容
(1) 目標頭数	・平成 29 年度末までに群れの頭数を 20 頭程度まで縮小する。
(2) 目標エリア	・鐘ヶ嶽～鳥屋待沢(権現沢) 方面

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・厚木市玉川地区 ・清川村谷太郎地区、新屋敷地区、金翅地区 ・伊勢原市日向地区
(2) 頭数	・26 頭(平成 28 年度生息状況調査による)
(3) 農業被害	【農業被害額】 ・厚木市玉川地区 6,338 千円(煤ヶ谷群も含む) ・伊勢原市 55 千円(日向群も含む)
(4) 生活・人身被害	・清川村 1 件 ・日向地区：生活被害 3 件、生活上の脅威 2 件(日向群も含む)

3 主な課題

厚木市

「玉川地区での農業被害及び生活被害」「清川村における被害情報の収集」

伊勢原市

「行動域の重複」「日向地区の農業被害及び生活被害」

4 前年度実績

項目	内容						
(1) 群れ管理	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個体数管理</td> <td> 厚木市 【目的】 ・新たな加害群及び加害集団の捕獲 【処分数】 ・8 頭(伊勢原市) 伊勢原市 【目的】 ・新たな加害群及び加害集団 【処分数】 ・7 頭 【捕獲方法】 ・はこわな、麻酔銃 </td> </tr> <tr> <td>追い上げ・追い払い</td> <td> [厚木市] ・地区追い払い隊による追い払い(玉川地区：64 回) ・地域住民による追い払い [清川村] ・追い払い隊による追い払い(出動：1 回 巡視：24 回) [伊勢原市] ・[追い払い隊] 2 名週 3 日(7、8 月は週 4 日) ・[組織的追い払い]高部屋地区 3 回 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	個体数管理	厚木市 【目的】 ・新たな加害群及び加害集団の捕獲 【処分数】 ・8 頭(伊勢原市) 伊勢原市 【目的】 ・新たな加害群及び加害集団 【処分数】 ・7 頭 【捕獲方法】 ・はこわな、麻酔銃	追い上げ・追い払い	[厚木市] ・地区追い払い隊による追い払い(玉川地区：64 回) ・地域住民による追い払い [清川村] ・追い払い隊による追い払い(出動：1 回 巡視：24 回) [伊勢原市] ・[追い払い隊] 2 名週 3 日(7、8 月は週 4 日) ・[組織的追い払い]高部屋地区 3 回
項目	内容						
個体数管理	厚木市 【目的】 ・新たな加害群及び加害集団の捕獲 【処分数】 ・8 頭(伊勢原市) 伊勢原市 【目的】 ・新たな加害群及び加害集団 【処分数】 ・7 頭 【捕獲方法】 ・はこわな、麻酔銃						
追い上げ・追い払い	[厚木市] ・地区追い払い隊による追い払い(玉川地区：64 回) ・地域住民による追い払い [清川村] ・追い払い隊による追い払い(出動：1 回 巡視：24 回) [伊勢原市] ・[追い払い隊] 2 名週 3 日(7、8 月は週 4 日) ・[組織的追い払い]高部屋地区 3 回						
(2) 被害防除対策							

		<ul style="list-style-type: none"> ・[自衛組織]高部屋地区出没時随時、追い払い隊と連携 ・農家へロケット花火、バクチクの配布、実施
	集落環境整備	
	農地への防護柵	厚木市 【設置費用補助】 <ul style="list-style-type: none"> ・厚木市 2箇所 ・清川村 7箇所 伊勢原市 資材の100%補助（国：鳥獣被害総合対策整備交付金）により5か所、1317m
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	伊勢原市 [位置情報の提供]希望者へメールにて群れの位置情報の提供（午前、夕方の1回ずつ）
(3) 生息環境整備	厚木市 森林整備 伊勢原市 誘引物の除去	<ul style="list-style-type: none"> ・清川村別所、木引尾地区 25.52ha 伊勢原市 [放棄果樹の除去] <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底。 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行。 ・ハイカー等による餌付け等の禁止を周知徹底
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	伊勢原市 【問題点】 <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲を進めているが、いまだに生活被害や農作物被害がある ・依然として農地周囲の民家、施設等建物の屋根やベランダ、納屋への侵入がある
	追い上げ・追い払い	【問題点】 [厚木市] <ul style="list-style-type: none"> ・出没地域が行政区域を超えるため、追い払い方向の設定に苦慮する ・住民からの通報による対応のため、迅速な追い払いが困難 [清川村] <ul style="list-style-type: none"> ・被害報告が少なく、被害の実態把握が困難 ・住宅地周辺の地域では、銃器による追い払いが制限されている [伊勢原市] <ul style="list-style-type: none"> ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減。（追い払いの数日後には戻ってくる状況） ・火薬類使用による山火事発生への恐れがある。 ・追い払い従事者（地元農家）の高齢化による人手不足 【成果】 伊勢原市] <ul style="list-style-type: none"> ・自衛組織の設立（高部屋地区1団体） ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追い払い、メールでの群れの位置情報提供が可能になった
(2) 被害防除対策		

	集落環境整備	
	農地への防護柵	伊勢原市 [問題点] 侵入防止柵を設置していない農地への被害が集中している
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備 伊勢原市 誘引物の除去	【問題点】 [清川村] ・鳥獣害対策に特化した森林整備とはなっていない [伊勢原市] ・農家の高齢化による収穫労力の限界 【成果】 [伊勢原市] ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分など取組意識が根付いてきた
(4) その他		【問題点】 [厚木市] ・被害情報が少ない（他の群れと被害や出没が誤認されている）

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		厚木市 ・被害情報の収集に努めると共に、集落への出没を減らすよう追い払う 伊勢原市 ・南下対策を推進する
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小、維持 【計画捕獲数】 ・0頭
	追い上げ・追い払い	[厚木市] ・地区追い払い隊による空砲、動物駆逐用火火等を使用した追い払い ・地域住民による追い払いへの支援 [清川村] ・追い払い隊による銃器（発音弾等）や花火、エアガンによる追い払いを実施 ・定期巡回の実施 [伊勢原市] ・追い払い隊員の設置（行動域調査及び追い払い活動） ・組織的追い払いの実施（高部屋地区：日向） ・厚木市と連携した追い払いを実施 ・自衛組織の追加設置（日向地区） ・地域が実施する追い払いへの支援
(3) 被害防除対策		
	集落環境整備	[厚木市] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協

		<p>機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発</p> <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、廃棄野菜等の徹底処理を要請 <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高部屋地区で集落環境調査の実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める
	農地への防護柵	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者への防護柵設置にかかる費用の補助 <p>[清川村]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵及び防護ネット等の補助及び補助制度の周知 <p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置
	広域防護柵	<p>厚木市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き維持管理を行う
	その他	<p>伊勢原市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯メールによるサルの位置情報提供
(4) 生息環境整備	<p>森林整備</p> <p>伊勢原市</p> <p>誘引物の除去</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・清川村原地区ほか7.24ha <p>伊勢原市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付け等の禁止を周知徹底

平成 29 年度鳶尾群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	内容
(1) 目標頭数	・平成 30 年度末までに群れを除去する。
(2) 目標エリア	・なし

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・厚木市荻野地区 ・愛川町海底地区、幣山地区、八菅山地区、棚沢地区
(2) 頭数	・46 頭（平成 28 年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	【農業被害額】 ・厚木市荻野地区 6,223 千円（経ヶ岳群も含む） ・愛川町 49 千円 【自家用作物】 ・愛川町 0.02t
(4) 生活・人身被害	・厚木市 5 件 ・愛川町 7 件 ・厚木市荻野地区の住宅街及び愛川町海底地区での生活被害が多く、人身被害の危険性が極めて高い

3 主な課題

「生息域での生活被害及び人身被害」「群れの除去に向けたオトナメスの捕獲方法」

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・生活被害、人身被害軽減 【処分数】 ・25 頭（厚木市）
	追い上げ・追い払い	[厚木市] ・追い払い員による追い払い（巡回：359 日） ・地区追い払い隊による追い払い（荻野地区：75 回 睦合地区：16 回） ・地域住民による追い払い ・職員による追い払い（出動：12 回） [愛川町] ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い（巡視：244 日） ・職員による追い払い（出動：2 回） ・追い払い用煙火、パチンコ等の被害防除資材配布を実施
(2) 被害防除対策	集落環境整備	[厚木市] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発
	農地への防護柵	【設置費用補助】 ・愛川町 1 箇所

	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	[厚木市] ・ホームページでサル の位置情報を提供
(3) 生息環境整備	森林整備	・厚木市棚沢地区 18.04ha
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 ・はこわなを学習した個体を捕獲するため、銃器による捕獲を検討する必要がある [厚木市] ・許可頭数の処分を達成したものの、依然農業被害等が発生している
	追い上げ・追い払い	【問題点】 ・市街地や他の群れに囲まれており、追い上げ先がない [厚木市] ・住宅地と山林部が接している地勢のため、群れの住宅街への出没から山林に移動する時間が速く、追い払いの十分な効果が望めない ・行動域が住宅街に近接しているため、民家侵入等の生活被害が多発しており、人身被害の危険性が極めて高い ・人馴れをしているため、追い払ってもすぐに戻ってくる ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい ・住宅地に近接しているため、音を使用した追い払い活動が制限される [愛川町] ・追い払いを実施する住民が少なく、追い払いを実施してもサルに対しての威圧効果が低い ・追い払いを実施する住民を覚えており、不在時に出没する等の学習が進んできている
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 [愛川町] ・冬季に誘引原因となるユズ等柑橘類の管理及び対策不足
	農地への防護柵	【問題点】 [愛川町] ・電気柵による防除が進んできているが、普及率は未だ十分とは言えない
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		【問題点】 ・厚木市及び愛川町の役割分担を明確にし、委託業者等も含めた連絡体制の構築を行う必要がある

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		<ul style="list-style-type: none"> ・群れの分裂を防ぐため、オトナメスの捕獲方法に注意をしながら群れの除去を図る ・群れの取り逃がしをなくすため、はこわなによる捕獲の他、新たに囲いわなによる捕獲を実施し、銃器による捕獲も検討する
(2) 群れ管理	個体数管理	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正配置とするための群れの除去 <p>【計画頭数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・46頭（平成28年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする）
	追い上げ・追い払い	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い員による追い払い時間の拡大 ・地区追い払い隊による空砲、動物駆逐用火火等を使用した追い払い ・地域住民による追い払いへの支援 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の追い払い効果が低いことから、地域ぐるみの追い払いを目指す
(3) 被害防除対策	集落環境整備	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘引原因となる果樹の管理及び効果を説明し、地域ぐるみの環境整備を推進
	農地への防護柵	<p>[厚木市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者への防護柵設置にかかる費用の補助 <p>[愛川町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柵設置による防除効果及び町補助金の説明を行い、積極的な防除を促す
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き維持管理を行う
	その他	
(4) 生息環境整備	森林整備	

平成 29 年度経ヶ岳群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	内容
(1) 目標頭数	・平成 33 年度末までに群れを除去する。
(2) 目標エリア	・なし

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・厚木市荻野地区、小鮎地区
(2) 頭数	・39 頭（平成 28 年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	【農業被害額】 ・荻野地区 6,223 千円（鳶尾群も含む） ・小鮎地区 10,908 千円（煤ヶ谷群も含む）
(4) 生活・人身被害	・13 件 ・荻野地区及び小鮎地区での生活被害が多い。

3 主な課題

「生息域での農業被害及び生活被害」

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・生活被害、人身被害軽減 【処分数】 ・5 頭（厚木市）
	追い上げ・追い払い	・追い払い員による追い払い（巡回：359 日） ・地区追い払い隊による追い払い（荻野地区：75 回 小鮎地区：70 回） ・地域住民による追い払い ・職員による追い払い（出動：10 回）
(2) 被害防除対策	集落環境整備	・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発
	農地への防護柵	【設置費用補助】 ・7 箇所
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	・ホームページでサル の 位置情報を提供
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 ・許可頭数の処分を達成したものの、依然農業被害等が発生している

(2) 被害防除対策		・群れの除去に向け、オトナメスの捕獲方法を検討する必要がある
	追い上げ・追い払い	【問題点】 ・市街地や他の群れに囲まれており、追い上げ先がない ・人馴れをしているため、追い払ってもすぐに戻ってくる ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しく、農業被害及び生活被害が多発している ・住宅地に近接しているため、音を使用した追い払い活動が制限される
	集落環境整備	
	農地への防護柵	
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
(3) 生息環境整備	その他	
	森林整備	
(4) その他		

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・群れの分裂を防ぐため、オトナメスの捕獲方法に注意をしながら群れの除去を図る
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの除去 【計画捕獲数】 ・21頭
	追い上げ・追い払い	・追い払い員による追い払い時間の拡大 ・地区追い払い隊による空砲、動物駆逐用火火等を使用した追い払い ・地域住民による追い払いへの支援
(3) 被害防除対策	集落環境整備	・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発
	農地への防護柵	・農業者への防護柵設置にかかる費用の補助
	広域防護柵	・引き続き維持管理を行う
	その他	
	(4) 生息環境整備	森林整備

平成 29 年度煤ヶ谷群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	内容
(1) 目標頭数	・平成 33 年度末までに群れを除去する。
(2) 目標エリア	・なし

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・厚木市小鮎地区、南毛利地区、森の里地区、玉川地区 ・伊勢原市高森、栗窪、東富岡地区
(2) 頭数	・38 頭（平成 28 年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	【農業被害額】 ・厚木市小鮎地区 10,908 千円（経ヶ岳群も含む） ・厚木市玉川地区 6,338 千円 ・伊勢原市 22 千円（高森集団を含む）
(4) 生活・人身被害	・厚木市 10 件 ・小鮎地区及び玉川地区での生活被害が多い ・伊勢原市 被害報告無し

3 主な課題

厚木市：「小鮎地区及び玉川地区での農業被害及び生活被害」

伊勢原市：「高森、栗窪、東富岡地区での農業被害及び生活被害」「行動域の拡大の懸念」

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・生活被害、人身被害軽減 【処分数】 ・10 頭（厚木市 10 頭、伊勢原市 0 頭）
	追い上げ・追い払い	厚木市 ・追い払い員による追い払い（巡回：359 日） ・地区追い払い隊による追い払い （小鮎地区：70 回 玉川地区：64 回） ・地域住民による追い払い ・職員による追い払い（出動：17 回） 伊勢原市 ・[追い払い隊] 2 名週 3 日（7、8 月は週 4 日） ・成瀬地区、出没時随時追い払い隊と連携して実施 ・農家へロケット花火、バクチクの配布、実施
(2) 被害防除対策	集落環境整備	厚木市 ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発
	農地への防護柵	厚木市 【設置費用補助】 ・2 箇所
	広域防護柵	

	加害個体捕獲	
	その他	厚木市 ・ホームページでサル的位置情報を提供 伊勢原市 ・希望者へメールにて群れの位置情報の提供（午前、夕方の1回ずつ）
(3) 生息環境整備	厚木市 森林整備 伊勢原市 誘引物の除去	伊勢原市 ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 厚木市 ・許可頭数の処分を達成したものの、依然農業被害等が発生している 伊勢原市 ・頭数は減少したが、いまだに生活被害や農作物被害がある ・行動域の拡大が懸念される
	追い上げ・追い払い	【問題点】 厚木市 ・人馴れをしているため、追い払ってもすぐに戻ってくる ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しく、農業被害及び生活被害が多発している ・住宅地に近接しているため、音を使用した追い払い活動が制限される 伊勢原市 ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減。（追い払いの数日後には戻ってくる状況） ・火薬類使用による山火事発生の恐れがある。 ・追い払い従事者（地元農家）の高齢化による人手不足 【成果】 伊勢原市 ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追払い、メールでの群れの位置情報提供が可能になった。
(2) 被害防除対策	集落環境整備	
	農地への防護柵	
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	【成果】 伊勢原市 ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分など取組意識が根付いてきた 【問題点】 伊勢原市

		<ul style="list-style-type: none"> ・果樹、野菜等の適期収穫の調整。(果実や野菜がサルの誘引に繋がっている) ・生息域内の企業施設による餌付け ・農家の高齢化による収穫労力の限界
(4) その他		

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		<ul style="list-style-type: none"> ・群れの分裂を防ぐため、オトナメスの捕獲方法に注意をしながら群れの除去を図る
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・適正配置とするための群れの除去 【計画捕獲数】 <ul style="list-style-type: none"> ・18頭
	追い上げ・追い払い	厚木市 <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い員による追い払い時間の拡大 ・地区追い払い隊による空砲、動物駆逐用火火等を使用した追い払い ・地域住民による追い払いへの支援 伊勢原市 <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い隊員の設置 (行動域調査及び追い払い活動) ・効果的な追い払い方法の検討と実施 (成瀬地区) ・厚木市と連携した追い払いを実施 ・地域が実施する追い払いへの支援
(3) 被害防除対策	集落環境整備	厚木市 <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発 伊勢原市 <ul style="list-style-type: none"> ・農業被害地の調査 (診断) 実施
	農地への防護柵	厚木市 <ul style="list-style-type: none"> ・農業者への防護柵設置にかかる費用の補助
	広域防護柵	厚木市 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き維持管理を行う
	その他	伊勢原市 <ul style="list-style-type: none"> ・携帯メールによるサルの位置情報提供
	(4) 生息環境整備	厚木市 森林整備 伊勢原市 誘引物の除去
(5) その他		

平成 29 年度日向群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	内容
(1) 目標頭数	・平成 29 年度末までに群れの頭数を 30 頭程度まで縮小する。
(2) 目標エリア	<中期>猪山作業道、薬師林道付近 <長期>大山北斜面

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	伊勢原市：日向、上粕屋、大山、子易地区 厚木市：玉川地区
(2) 頭数	38 頭（平成 28 年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	伊勢原市 292 千円（大山群、子易群を含む） 厚木市 玉川地区 6,338 千円（煤ヶ谷群も含む）
(4) 生活・人身被害	伊勢原市 子易地区 生活被害 5 件（大山群、子易群を含む） 上粕屋地区：生活被害 7 件 日向地区：生活被害 3 件、生活上の脅威 2 件 厚木市 玉川地区での生活被害が多い

3 主な課題

伊勢原市

- ・行動域の拡大、重複
- ・日向地区での農業被害、生活被害
- ・オトナメスの個体数管理

厚木市

- ・玉川地区での農業被害及び生活被害

4 前年度実績

項目	内容						
(1) 群れ管理	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個体数管理</td> <td>伊勢原市 [目的] 分裂による被害拡大防止 [処分数] 15 頭 [捕獲方法] はこわな、麻酔銃、銃器 厚木市 [目的] 分裂による被害拡大防止 [処分数] 15 頭（伊勢原市）</td> </tr> <tr> <td>追い上げ</td> <td>伊勢原市 [追い払い隊] 2 名週 3 日（7、8 月は週 4 日） [組織的追い払い] 大山地区 3 回、高部屋地区 3 回 [自衛組織] 大山地区、高部屋地区出没时间随時、追い払い隊と連携 厚木市 地区追い払い隊による追い払い（玉川地区：64 回）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	個体数管理	伊勢原市 [目的] 分裂による被害拡大防止 [処分数] 15 頭 [捕獲方法] はこわな、麻酔銃、銃器 厚木市 [目的] 分裂による被害拡大防止 [処分数] 15 頭（伊勢原市）	追い上げ	伊勢原市 [追い払い隊] 2 名週 3 日（7、8 月は週 4 日） [組織的追い払い] 大山地区 3 回、高部屋地区 3 回 [自衛組織] 大山地区、高部屋地区出没时间随時、追い払い隊と連携 厚木市 地区追い払い隊による追い払い（玉川地区：64 回）
項目	内容						
個体数管理	伊勢原市 [目的] 分裂による被害拡大防止 [処分数] 15 頭 [捕獲方法] はこわな、麻酔銃、銃器 厚木市 [目的] 分裂による被害拡大防止 [処分数] 15 頭（伊勢原市）						
追い上げ	伊勢原市 [追い払い隊] 2 名週 3 日（7、8 月は週 4 日） [組織的追い払い] 大山地区 3 回、高部屋地区 3 回 [自衛組織] 大山地区、高部屋地区出没时间随時、追い払い隊と連携 厚木市 地区追い払い隊による追い払い（玉川地区：64 回）						

		地域住民による追い払い
(2) 被害防除対策	集落環境整備	伊勢原市 [緩衝帯整備]伊勢原市大山子易地区 0.3ha の緩衝帯を整備
	農地への防護柵	伊勢原市 資材の 100%補助 (国：鳥獣被害総合対策整備交付金) により 8 か所、2132m (子易、日向、上粕屋地区の合計) 厚木市 設置費用補助 2 箇所
	追い払い	伊勢原市 農家へロケット花火、バクチクの配布、実施
	その他	伊勢原市 [位置情報の提供]希望者へメールにて群れの位置情報の提供 (午前、夕方の 1 回ずつ)
(3) 生息環境整備	厚木市 森林整備 伊勢原市 誘引物の除去	伊勢原市 [放棄果樹の除去] ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底。 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行。 ・ハイカー等による餌付け等の禁止を周知徹底。

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	伊勢原市 [問題点] 殺処分可能な頭数、性年齢が決まっているため、学習放獣をする個体が多い
	追い上げ	伊勢原市 [成果] ・自衛組織の設立 (高部屋地区 1 団体) ・上粕屋及び日向地区での出没が減少した。(行動域の縮小) [問題点] ・行動域が南下傾向にあり県道 611 号線より南に移動することが増えた (行動域の拡大) ・行動域が地区をまたいでいるため、地区の組織的追い払いが困難な時がある 厚木市 [問題点] ・出没地域が行政区域を超えるため、追い払い方向の設定に苦慮する ・住民からの通報による対応のため、迅速な追い払いが困難
(2) 被害防除対策	農地への防護柵	伊勢原市 [成果] 侵入防止柵を設置した農地は被害が減少した。 [問題点] 侵入防止柵を設置していない農地への被害が集中している。
	追い払い	伊勢原市 [成果]・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追い払い、メールでの群れの位置情報提供が可能になった。 [問題点] ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減。(追い払いの数日後には戻ってくる状況) ・火薬類使用による山火事発生の恐れがある。 ・追い払い従事者 (地元農家) の高齢化による人手不足。
(3) 生息環境整備	伊勢原市 誘引物の除去	伊勢原市 [成果]果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分など取組意識

	厚木市 森林整備	が根付いてきた [問題点] ・果樹、野菜等の適期収穫の調整。(果実や野菜がサルの誘引に繋がっている) ・林縁部の観光地における、ハイカー等による餌付け。 ・農家の高齢化による収穫労力の限界。
--	-------------	---

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		南下対策を推進し、大山群、子易群の行動域への侵入を防ぐ 厚木市 厚木市七沢地区での出没を減らす
(2) 群れ管理	個体数管理	[目的] 適正規模とするための群れの縮小、維持 [計画捕獲数] 16頭 [捕獲方法]はこわな、麻酔銃、銃器
	追い上げ	伊勢原市 ・追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動) ・組織的追い払いの実施(大山地区:大山・子易、高部屋地区:日向、上粕屋) ・厚木市と連携した追い払いを実施 ・自衛組織の追加設置(大山地区・日向地区)
(3) 被害防除対策	集落環境整備	伊勢原市 ・大山地区、高部屋地区で集落環境調査の実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める 厚木市 ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発
	農地への防護柵	伊勢原市 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 厚木市 農業者への防護柵設置にかかる費用の補助
	追い払い	伊勢原市 地域が実施する追い払いへの支援。
	広域防護柵	厚木市 引き続き維持管理を行う
	その他	伊勢原市 携帯メールによるサルの位置情報提供
	(4) 生息環境整備	伊勢原市 誘引物の除去 厚木市 森林整備

平成 29 年度高森集団群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	内容
(1) 目標頭数	平成 29 年度末までに群れを除去する。
(2) 目標エリア	なし

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	伊勢原市：高森、栗窪、東富岡、西富岡地区 厚木市：玉川地区、南毛利地区
(2) 頭数	3 頭（平成 28 年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	伊勢原市 22 千円（煤ヶ谷群を含む） 厚木市玉川地区 6,338 千円
(4) 生活・人身被害	伊勢原市 被害報告無し 厚木市 南毛利地区での生活被害が多い

3 主な課題

伊勢原市

- ・効果的な捕獲方法の検討及び実施
- ・行動域の把握

厚木市

- ・玉川地区及び南毛利地区での農業被害及び生活被害

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	伊勢原市 [目的] 新たな加害群及び加害集団 [処分数] 0 頭 [捕獲方法] はこわな、麻酔銃 厚木市 [目的] 新たな加害群及び加害集団の捕獲 [処分数] 0 頭
	追い上げ	伊勢原市 [追い払い隊] 2 名週 3 日（7、8 月は週 4 日） 成瀬地区、出没時随時追い払い隊と連携して実施
(2) 被害防除 対策	追い払い	伊勢原市 農家へロケット花火、バクチクの配布、実施 厚木市 地域住民による追い払い
	集落環境整備	厚木市 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関 紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発
	その他	伊勢原市

		[位置情報の提供] 希望者へメールにて群れの位置情報の提供（午前、夕方の1回ずつ）
(3) 生息環境整備	伊勢原市 誘引物の除去 厚木市 森林整備	伊勢原市 [放棄果樹の除去] ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底。 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行。 ・ハイカー等による餌付け等の禁止を周知徹底。

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	[問題点] 伊勢原市 ・頭数は減少したが、いまだに生活被害や農作物被害がある。 ・頭数が少なく、電波発信機がついていないため、行動域の把握や捕獲が困難である 厚木市 ・少数集団のため、位置情報の把握が困難 ・行動域が住宅地付近まで拡大してきている
(2) 被害防除対策	追い払い	[成果] 伊勢原市 ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出沒時の随時追払い、メールでの群れの位置情報提供が可能になった。 [問題点] 伊勢原市 ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減。(追い払いの数日後には戻ってくる状況) ・火薬類使用による山火事発生への恐れがある。 ・追い払い従事者(地元農家)の高齢化による人手不足 厚木市 ・飛びかかるような威嚇行動が見られる ・住宅地に近接しているため、音を使用した追い払い活動が制限される ・出沒地域が行政区域を超えるため、追い払い方向の設定に苦慮する ・住民からの通報による対応のため、迅速な追い払いが困難
(3) 生息環境整備	伊勢原市 誘引物の除去 厚木市 森林整備	伊勢原市 [成果] 果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分など取組意識が根付いてきた [問題点] ・生息域内の企業施設による餌付け。 ・農家の高齢化による収穫労力の限界。

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		伊勢原市 捕獲を継続し、全頭捕獲を目指す 厚木市 農業被害及び生活被害を防止するため、群れの除去を図る
(2) 群れ管理	個体数管理	伊勢原市

		<p>[目的] 適正配置とするための群れの除去</p> <p>[計画捕獲数] 3頭（平成28年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。）</p> <p>[捕獲方法] はこわな、麻酔銃、銃器</p>
	追い上げ	<p>伊勢原市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追い払い隊員の設置（行動域調査及び追い払い活動） ・ 効果的な追い払い方法の検討と実施 ・ 厚木市と連携した追い払いを実施
(3) 被害防除対策	集落環境整備	<p>伊勢原市</p> <p>農業被害地の調査（診断）実施</p> <p>厚木市</p> <p>農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、農協機関紙及び地元関係団体により組織された協議会にて啓発</p>
	農地への防護柵	<p>伊勢原市</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置</p> <p>厚木市</p> <p>農業者への防護柵設置にかかる費用の補助</p>
	追い払い	<p>伊勢原市</p> <p>地域が実施する追い払いへの支援</p> <p>厚木市</p> <p>地域住民による追い払いへの支援</p>
	その他	<p>携帯メールによるサルの位置情報提供</p>
(4) 生息環境整備	<p>伊勢原市</p> <p>誘引物の除去</p> <p>厚木市</p> <p>森林整備</p>	<p>伊勢原市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・ 野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ 餌付け等の禁止を周知徹底

平成 29 年度子易群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	内容
(1) 目標頭数	平成 29 年度末までに群れを除去する。
(2) 目標エリア	なし

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	秦野市：東地区 伊勢原市：大山、子易、三ノ宮、坪ノ内、善波地区
(2) 頭数	10 頭（平成 28 年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	秦野市：被害なし 伊勢原：634 千円（子易群、日向群を含む）
(4) 生活・人身被害	秦野市：0 件 伊勢原市：子易地区 生活被害 5 件（大山群、日向群を含む） 坪ノ内地区 生活被害 5 件（大山群を含む）

3 主な課題

- ・箱わなや麻醉銃に対する警戒心が高く、捕獲効率が低下
- ・効果的な捕獲方法の検討及び実施
- ・放任果樹園の適正管理、巨木化した果樹の伐採、荒廃農地解消、林地整備
- ・子易地区での農業被害及び生活被害

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	[目的] 新たな加害群及び加害集団の捕獲 [処分数] 3 頭（秦野市 0 頭、伊勢原市 3 頭） [捕獲方法] はこわな、麻醉銃、銃器
	追い上げ	[追い払い隊] 秦野市 4 名 329 日（556 人日）、 伊勢原市 2 名 週 3 日（7、8 月は週 4 日） [組織的追い払い] 秦野市 30 回（子易群と合計） 伊勢原市 大山地区 3 回、比々多地区 1 回 [自衛組織] 伊勢原市 大山、比々多地区 出没時 随時、追い払い 隊と連携
(2) 被害防除 対策	集落環境整備	[緩衝帯整備] 伊勢原市 大山子易地区 0.3h a の緩衝帯を整備
	農地への防護 柵	伊勢原市：資材の 100% 補助（国：鳥獣被害総合対策整備交 付金）により 5 か所、1461m（子易、善波、三ノ宮地区の 合計）
	追い払い	伊勢原市：農家へロケット花火、バクチクの配布、実施
	その他	[位置情報の提供] 秦野市：HP によるモニタリング情報の提供 伊勢原市：希望者へメールにて群れの位置情報の提供（午前、 夕方の 1 回ずつ）
(3) 生息環境 整備	誘引物の除去	[放棄果樹の除去]・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動 ・野菜残渣の埋設励行 ・放任果樹園の管理指導 ・ハイキングコースでのエサやり禁止看板設置

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	<p>[問題点] 秦野市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲により警戒心が強くなり、秦野市側への出没が少なくなったことから捕獲がはかどらない。 ・コドモサル・ワカモノサルの捕獲がほとんどである。 ・殺処分に係る負担が大きい。 <p>伊勢原市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全頭捕獲に向けて、効果的な捕獲方法の検討、実施が必要である。
	追い上げ	<p>[成果] 伊勢原市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛組織の設立（比々多地区3団体） ・上粕屋及び日向地区での出没が減少した。（行動域の縮小）
(2) 被害防除対策	集落環境整備	<p>[成果] 秦野市：一部の農林地において整備が進むなど、啓発指導の効果が現れている。</p> <p>[問題点] 秦野市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園利用者へのサル対策の周知が進んでいない ・竹林・林地・農地が混在化しており、環境整備が進めにくい
	農地への防護柵	<p>[成果] 伊勢原市：侵入防止柵を設置した農地は被害が減少した。</p> <p>[問題点] 伊勢原市：侵入防止柵を設置していない農地への被害が集中している。</p>
	追い払い	<p>[成果] 追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、追い払い、位置情報提供が可能になった。</p> <p>秦野市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秦野への侵入回数が減少した。 ・農地への出没が減少した。 ・鳥獣被害防除対策専門員の助言により、効果的な追い払いが行えた <p>[問題点]</p> <p>秦野市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春・夏の農地に依存している。 ・地域住民による自衛的追い払い体制を整える必要がある。 ・正確な位置情報把握のため、また首輪脱落による電波途絶を防止するため、複数頭に電波発信機を装着してもらう必要がある。 ・日向群がテリトリーに侵入を繰り返すため行動域が変化している。今後、どのように変化するか注意が必要。 <p>伊勢原市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減。（追い払いの数日後には戻ってくる状況） ・火薬類使用による山火事発生の恐れがある。 ・追い払い従事者（地元農家）の高齢化による人手不足。
(3) 生息環境整備	誘引物の除去	<p>[成果] 秦野市：サルに注意するハイカーが増えた</p> <p>伊勢原市：果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分など取組意識が根付いてきた</p> <p>[問題点] 秦野市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜残渣の埋設励行の周知が進んでいない。 ・放任果樹園の適正な管理が進んでいない。

		<ul style="list-style-type: none"> ・侵入経路は開口部であり障害物が何もないため侵入は容易である。 <p>伊勢原市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹、野菜等の適期収穫の調整。(果実や野菜がサルの誘引に繋がっている) ・林縁部の観光地における、ハイカー等による餌付け。 ・農家の高齢化による収穫労力の限界。
--	--	---

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		効果的な捕獲方法の検討・工夫により、群れの除去を達成する
(2) 群れ管理	個体数管理	<p>[目的]適正配置とするための群れの除去</p> <p>[計画捕獲数] 10 頭</p> <p>[捕獲方法]はこわな、麻酔銃、銃器</p>
	追い上げ	<p>[追い払い隊] 秦野市：4 名通年出動、329 日／年 (537 人日) 予定</p> <p>伊勢原市：追い払い隊員の設置 (行動域調査及び追い払い活動)</p> <p>[自衛組織] 伊勢原市：自衛組織の追加設置 (大山地区・比々多地区)</p> <p>秦野市、伊勢原市の連携した追い払いを実施</p> <p>組織的追い払いを実施</p>
(3) 被害防除対策	集落環境整備	<p>秦野市：市ホームページ、J Aホームページ等を活用した、生ゴミの持ち帰り、餌付け禁止の啓発活動をする</p> <p>伊勢原市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大山地区、比々多地区で集落環境調査の実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める
	農地への防護柵	伊勢原市：鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置
	追い払い	<p>秦野市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南下しないように北方向に追い払う ・新たな追い払い方法の導入を検討する <p>伊勢原市：地域が実施する追い払いへの支援</p>
	その他	<p>[位置情報の提供] 秦野市は HP に掲載し、伊勢原市は希望者にメール配信</p> <p>[対策の普及] 秦野市：広報等を利用したサル対策を周知及び、食害を防止するためのネット等の自衛策を農家および市民農園利用者に啓蒙していく</p>
(4) 生息環境整備	誘引物の除去	<p>秦野市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動をする ・野菜残渣の埋設を励行する ・放任果樹の適正管理を指導する <p>伊勢原市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付け等の禁止を周知徹底

平成 29 年度大山群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	内容
(1) 目標頭数	平成 31 年度までに群れを除去する。
(2) 目標エリア	なし

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	秦野市：東、本町、大根、鶴巻地区 伊勢原市：大山、子易、三ノ宮、坪ノ内、善波地区
(2) 頭数	32 頭（平成 28 年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	秦野市：大根地区 31 千円、本町地区 5 千円 伊勢原市 634 千円（子易群、日向群を含む）
(4) 生活・人身被害	秦野市：0 件 伊勢原市：子易地区 生活被害 5 件（子易群、日向群を含む） 坪ノ内地区 生活被害 5 件（子易群を含む）

3 主な課題

- ・ 246 号線付近等地理的に追い払いが困難な場所がある
- ・ 家庭菜園や一部の農地は防護ネット等の防衛をしていない
- ・ 行動域の拡大(南下傾向)及び重複
- ・ 伊勢原市善波、坪ノ内地区での農業被害及び生活被害

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	[目的]生活被害・人身被害軽減 [処分数] 15 頭（秦野市 11 頭、伊勢原市 4 頭） [捕獲方法]はこわな、麻酔銃
	追い上げ	[追い払い隊] 秦野市 4 名 329 日（556 人日）、 伊勢原市 2 名週 3 日（7、8 月は週 4 日） [組織的追い払い] 秦野市 30 回（子易群と合計） 伊勢原市大山地区 3 回、比々多地区 1 回 [自衛組織] 伊勢原市大山、比々多地区出没時随時、追い払い隊と連携
(2) 被害防除 対策	集落環境整備	[緩衝帯整備] 伊勢原市大山子易地区 0.3ha の緩衝帯を整備
	農地への防護 柵	伊勢原市：資材の 100% 補助（国：鳥獣被害総合対策整備交付金）により 5 か所、1461m（子易、善波、三ノ宮地区の合計）
	追い払い	伊勢原市：農家へロケット花火、バクチクの配布、実施
	その他	[位置情報の提供] 秦野市：HP によるモニタリング情報の提供 伊勢原市：希望者へメールにて群れの位置情報の提供（午前、夕方の 1 回ずつ）
(3) 生息環境 整備	誘引物の除去	[放棄果樹の除去]・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動 ・ 野菜残渣の埋設励行 ・ 放任果樹園の管理指導 ・ ハイキングコースでのエサやり禁止看板設置

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	[問題点] 秦野市 <ul style="list-style-type: none"> ・コドモサル・ワカモノサルの捕獲がほとんどである。 ・殺処分に係る負担が大きい。
	追い上げ	[成果] 伊勢原市：自衛組織の設立（比々多地区3団体） [課題] 行動域が南下傾向にあり国道246号線より南に移動することがあり、事故の発生が危惧されるとともに、追い払いが困難な場合がある
(2) 被害防除対策	集落環境整備	[問題点] 秦野市 <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園利用者へのサル対策の周知が進んでいない ・竹林・林地・農地が混在化しており、環境整備が進めにくい
	農地への防護柵	[成果] 伊勢原市：侵入防止柵を設置した農地は被害が減少した。 [問題点] 伊勢原市：侵入防止柵を設置していない農地への被害が集中している。
	追い払い	[成果] 追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、追い払い、位置情報提供が可能になった。 秦野市 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防除対策専門員の助言により、効果的な追い払いが行えた [問題点] 秦野市 <ul style="list-style-type: none"> ・農家の兼業化が進むと共に市民農園的な利用も多く、地域における被害対策が進んでいない。 ・地域住民による自衛的追い払い体制を整える必要がある。 伊勢原市 <ul style="list-style-type: none"> ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減。（追い払いの数日後には戻ってくる状況） ・火薬類使用による山火事発生の恐れがある。 ・追い払い従事者（地元農家）の高齢化による人手不足。
(3) 生息環境整備	誘引物の除去	[成果] 秦野市：サルに注意するハイカーが増えた 伊勢原市：果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分など取組意識が根付いてきた [問題点] 秦野市 <ul style="list-style-type: none"> ・野菜残渣の埋設励行の周知が進んでいない。 ・放任果樹園の適正な管理が進んでいない。 ・侵入経路は開口部であり障害物が何もないため侵入は容易である。 伊勢原市 <ul style="list-style-type: none"> ・果樹、野菜等の適期収穫の調整。（果実や野菜がサルの誘引に繋がっている） ・林縁部の観光地における、ハイカー等による餌付け。 ・農家の高齢化による収穫労力の限界。

6 実施計画

項目	内容
(1) 事業の実施方針	群れの除去に向け捕獲を推進しつつ、行動域の南下対策（弘法山での滞在防止）を実施する

(2) 群れ管理	個体数管理	[目的]適正配置とするための群れの除去 [計画捕獲数] 32 頭 (平成 28 年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。) [捕獲方法]はこわな、麻酔銃、銃器
	追い上げ	[追い払い隊] 秦野市：4 名通年出動、329 日／年 (537 人日) 予定 伊勢原市：追い払い隊員の設置 (行動域調査及び追い払い活動) [自衛組織] 伊勢原市：自衛組織の追加設置 (大山地区・比々多地区) 秦野市、伊勢原市の連携した追い払いを実施 組織的追い払いを実施
(3) 被害防除対策	集落環境整備	秦野市：市ホームページ、J Aホームページ等を活用した、生ゴミの持ち帰り、餌付け禁止の啓発活動をする。 伊勢原市 ・大山地区、比々多地区で集落環境調査の実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める。
	農地への防護柵	伊勢原市：鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置
	追い払い	秦野市：弘法山の滞在防止 伊勢原市：地域が実施する追い払いへの支援。
	その他	[位置情報の提供] 秦野市は HP に掲載し、伊勢原市は希望者にメール配信 [対策の普及] 秦野市：広報等を利用したサル対策を周知及び、食害を防止するためのネット等の自衛策を農家および市民農園利用者に啓蒙していく。
(4) 生息環境整備	誘引物の除去	秦野市 ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動をする。 ・野菜残渣の埋設を励行する。 ・放任果樹の適正管理を指導する。 伊勢原市 ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカー等による餌付け等の禁止を周知徹底

平成 29 年度 丹沢湖群管理事業実施計画

1 群れの目標

目標頭数	・現状維持
追い上げ目標エリア	・まとまった広葉樹林がある大杉山方面 ・平成 29 年度は、山北町清水地区等の利用減少を目指す

2 群れの状況

生息域	・山北町（清水・三保地区） ・9月下旬～10月上旬にハナレザルが山北・岸・向原・平山地区に出没
頭数	・29頭（平成28年度生息状況調査による）
農業被害	・山北町283千円
生活・人身被害	・3件（ハナレザルによる家屋の破損）

3 主な課題

「清水地区等での農業被害」

4 前年度実績

群れ管理	個体数調整	・なし
	追い上げ	・なし
被害防除対策	集落環境整備	・農作物の早期収穫や廃棄農作物の除去等を農業者等に啓発
	農地への防護柵	・私設柵の資材購入費補助 ・鳥獣対策支援チームによるモデル圃場への防護柵設置
	広域防護柵	・なし
	追い払い	・住民に煙火配布（動物駆逐用煙火の導入）
	加害個体捕獲	・なし
	その他	・煙火講習会の開催 ・餌付け禁止看板の設置
生息環境整備	森林整備	・なし

5 成果及び問題点

群れ管理	個体数調整	【成果】 ・私設柵が継続的に設置 ・鳥獣対策支援チームによるモデル圃場への防護柵設置 ・煙火講習会開催により町民の鳥獣害対策意識の向上 【問題点】 ・追払者の高齢化による人手不足 ・ロケット花火の効果が落ちている ・被害実態の把握が難しい
	追い上げ	
被害防除対策	集落環境整備	
	農地への防護柵	
	広域防護柵	
	追い払い	
	加害個体捕獲	
その他		
生息環境整備	森林整備	

6 実施計画

事業の実施方針		・誘引物除去の啓発と防護柵設置の促進
群れ管理	個体数調整	・なし
	追い上げ	・山北町市街地への南下防止に向けた追い上げ方法の検討
被害防除対策	集落環境整備	・農作物の早期収穫や廃棄農作物の除去等を農業者等に啓発
	農地への防護柵	・私設柵の資材購入費補助及び農家への技術指導 ・モデル圃場における被害状況の把握と効果の普及啓発 ・J A西湘：電気柵購入費の支援
	広域防護柵	・なし
	追い払い	・住民に煙火配布
	加害個体捕獲	・加害個体の特定と捕獲
	その他	・煙火講習会の開催 ・観光客への餌付け禁止の周知
生息環境整備	森林整備	・なし

平成 29 年度 K 1 群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	内容
(1) 目標頭数	・平成 29 年度末までに群れの頭数を 90 頭程度まで縮小する。
(2) 目標エリア	・県境方面 ・平成 29 年度は、佐野川地区の利用減少を目指す

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・相模原市佐野川地区 ・山梨県上野原市 ・主な生息域は、山梨県上野原市である
(2) 頭数	・94 頭（平成 28 年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	【自家用作物】 ・佐野川地区 2.51t（K 3 群、K 4 群も含む）
(4) 生活・人身被害	・報告なし

3 主な課題

「上野原市との管理及び捕獲方法の相違」、「個体数の増加」、「群れの分裂による行動域及び被害の拡大」

4 前年度実績

項目	内容	
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・分裂による被害拡大防止 【処分数】 ・7 頭（上野原市）
	追い上げ・追い払い	・委託業者による追い払い 2 名 243 日 ・農業者等（猟友会、自主防衛組織、J A 津久井郡職員）による追い払い ・専門業者による指導 2 名 90 日 ・住民へ煙火等追い払い物品を配布
(2) 被害防除対策	集落環境整備	・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発
	農地への防護柵	【設置費用補助】 ・2 箇所 9 a
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	・J A 津久井郡への位置情報提供 ・専門業者による農業者等への指導
(3) 生息環境整備	森林整備	・7.42ha
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理
	【成果】 ・はこわなの設置箇所の増加（J A 津久井郡の支援） 【問題点】 ・急峻な地形の場所に出没が多く、行動域が広い（主な行動域が上野原市内）ため、効率的なはこわな捕獲が困難 ・山梨県上野原市が実施している銃器捕獲による影響

		→群れの分裂や発信機装着個体の捕獲 ・K 3 群、K 4 群と行動域が重複する地域がある
(2) 被害防除 対策	追い上げ・追い 払い	【成果】 ・自主防衛組織の増加（1 組織） ・市内利用日数の減少 【問題点】 ・追い払い用具への馴れ →追い払ってもすぐに出没してしまう ・動物駆逐用煙火及び銃による追い払い効果の減少 ・高齢化等による自主防衛組織の設置困難な地域がある
	集落環境整備	【問題点】 ・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・営農者の諦め →耕作放棄地の増加
	農地への防護柵	【成果】 ・防護柵等の設置は進んでいる
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境 整備	森林整備	
(4) その他		【問題点】 ・隣接都県との統一的な管理及び捕獲の実施が必要

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・個体数の増加による分裂を防ぐため、群れを縮小させ、県境方面での定住を狙う
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小 【計画捕獲数】 ・18 頭
	追い上げ・追い 払い	・委託業者による追い払い 2 名 255 日 ・農業者等（猟友会、自主防衛組織、J A 津久井郡職員）による追い払い ・専門業者による指導 ・住民へ煙火等追い払い物品を配布
(3) 被害防除 対策	集落環境整備	・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・地域ぐるみの対策を行う組織育成
	農地への防護柵	・防護柵設置補助（設置費用の 1/2 以内を補助） ・防護柵等の設置啓発
	広域防護柵	・引き続き維持管理を行う
	その他	・J A 津久井郡への位置情報提供 ・専門業者による農業者等への指導 ・正確な被害状況の把握
	(4) 生息環境 整備	森林整備
(5) その他		・隣接都県との調整を図る

平成 29 年度 K 2 群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	内容
(1) 目標頭数	・平成 29 年度末までに群れの頭数を 40 頭程度まで縮小する。
(2) 目標エリア	・小仏山地（県境方面） ・平成 29 年度は、相模川右岸（若柳・寸沢嵐地区）の利用減少、三井地区から東側の地域の利用減少を目指す

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・相模原市中沢地区、三井地区、与瀬地区、小原地区、千木良地区、若柳地区、寸沢嵐地区、吉野地区 ・東京都八王子市 ・主な生息域は、三井地区、与瀬地区、小原地区、千木良地区である
(2) 頭数	・65 頭（平成 28 年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	【農業被害額】 ・小原地区 1404 千円 ・与瀬地区 196 千円 【自家用作物】 ・三井地区 4.04t ・小原地区 0.97t ・千木良地区 8.23t ・寸沢嵐地区 9.10t
(4) 生活・人身被害	・19 件（人への威嚇 2 件を含む） ・三井地区、与瀬地区、小原地区、千木良地区での被害が多い

3 主な課題

「行動域の南下及び拡大（相模川右岸への拡大）」、「八王子市との管理及び捕獲方法の相違」、「群れの分裂による行動域及び被害の拡大」、「人身被害発生の危惧」

4 前年度実績

項目	内容	
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・分裂による被害拡大防止 【処分数】 ・19 頭（相模原市）
	追い上げ・追い払い	・委託業者による追い払い 2 名 243 日 ・農業者等（猟友会、自主防衛組織、J A 津久井郡職員）による追い払い ・専門業者による指導 2 名 90 日 ・住民へ煙火等追い払い物品を配布
(2) 被害防除対策	集落環境整備	・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発
	農地への防護柵	【設置費用補助】 ・3 箇所 18.9a
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	・J A 津久井郡への位置情報提供 ・専門業者による農業者等への指導
	(3) 生息環境整備	森林整備
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【成果】 ・はこわなの設置箇所の増加（J A津久井郡の支援） 【問題点】 ・急峻な地形の場所に出没が多く、行動域が広いため、効率的なはこわな捕獲が困難 ・東京都八王子市が実施している銃器捕獲による影響 →群れの分裂 ・K 3 群と行動域が重複する地域がある
	追い上げ・追い払い	【成果】 ・自主防衛組織の増加（4 組織） 【問題点】 ・追い払い用具への馴れ →追い払ってもすぐに出没してしまう ・動物駆逐用煙火及び銃による追い払い効果の減少 ・動物駆逐用煙火の爆音に対する苦情
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 ・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・営農者の諦め →耕作放棄地の増加
	農地への防護柵	【問題点】 ・防護柵等の設置は進んでいない地域がある
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	
	(3) 生息環境整備	森林整備
(4) その他		【問題点】 ・隣接都県との統一的な管理及び捕獲の実施が必要

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・将来的には群れの除去を目標とするため、隣接都県に生息する南秋川地域個体群の群れの状況を確認しながら、群れの縮小を図る
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正配置とするための群れの縮小 【計画捕獲数】 ・20 頭
	追い上げ・追い払い	・委託業者による追い払い 2 名 282 日 ・農業者等（猟友会、自主防衛組織、J A津久井郡職員）による追い払い ・専門業者による指導 ・住民へ煙火等追い払い物品を配布
(3) 被害防除対策	集落環境整備	・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・地域ぐるみの対策を行う組織育成
	農地への防護柵	・防護柵設置補助（設置費用の 1/2 以内を補助） ・防護柵等の設置啓発
	広域防護柵	

	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A津久井郡への位置情報提供 ・ 専門業者による農業者等への指導 ・ 正確な被害状況の把握
(4) 生息環境整備	森林整備	
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接都県との調整を図る

平成 29 年度 K 3 群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	内容
(1) 目標頭数	・平成 29 年度末までに群れの頭数を 70 頭程度まで縮小する。
(2) 目標エリア	・鷹取山から県境方面、澤井（栃谷）から県境方面 ・平成 29 年度は、澤井地区の利用減少を目指す

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・相模原市佐野川地区、小淵地区、澤井地区 ・山梨県上野原市 ・主な生息域は、山梨県上野原市、澤井地区である
(2) 頭数	・82 頭（平成 28 年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	【農業被害額】 ・澤井地区 89 千円（K 4 群も含む） 【自家用作物】 ・佐野川地区 2.51t（K 1 群、K 4 群も含む） ・小淵地区 0.05t ・澤井地区 2.27t（K 4 群も含む）
(4) 生活・人身被害	・10 件 ・澤井地区での生活被害が多い

3 主な課題

「上野原市との管理及び捕獲方法の相違」、「個体数の増加」、「群れの分裂による行動域及び被害の拡大」

4 前年度実績

項目	内容
(1) 群れ管理	個体数管理 【目的】 ・分裂による被害拡大防止 【処分数】 ・16 頭（相模原市 14 頭、上野原市 2 頭）
	追い上げ・追い払い ・委託業者による追い払い 2 名 243 日 ・農業者等（猟友会、自主防衛組織、J A 津久井郡職員）による追い払い ・専門業者による指導 2 名 90 日 ・住民へ煙火等追い払い物品を配布
(2) 被害防除対策	集落環境整備 ・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発
	農地への防護柵 【設置費用補助】 ・1 箇所 11a
	広域防護柵
	加害個体捕獲
	その他 ・J A 津久井郡への位置情報提供 ・専門業者による農業者等への指導
	(3) 生息環境整備
(4) その他	

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【成果】 ・はこわなの設置箇所の増加（J A津久井郡の支援） 【問題点】 ・急峻な地形の場所に出没が多く、行動域が広いため、効率的なはこわな捕獲が困難 ・山梨県上野原市が実施している銃器捕獲による影響 →群れの分裂、発信機装着個体の捕獲 ・K 1群、K 4群と行動域が重複する地域がある
	追い上げ・追い払い	【成果】 ・自主防衛組織の増加（4組織） ・市内利用日数の減少 【問題点】 ・追い払い用具への馴れ →追い払ってもすぐに出没してしまう ・動物駆逐用煙火及び銃による追い払い効果の減少 ・高齢化等により自主防衛組織の設置困難な地域がある
(2) 被害防除対策	集落環境整備	【問題点】 ・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・営農者の諦め →耕作放棄地の増加
	農地への防護柵	【問題点】 ・防護柵等の設置は進んでいない地域がある
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	
	(3) 生息環境整備	森林整備
(4) その他		【問題点】 ・隣接都県との統一的な管理及び捕獲の実施が必要

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・個体数の増加による分裂を防ぐため、群れの縮小させ、県境方面での定住を狙う
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小 【計画捕獲数】 ・25頭
	追い上げ・追い払い	・委託業者による追い払い 2名 255日 ・農業者等（猟友会、自主防衛組織、J A津久井郡職員）による追い払い ・専門業者による指導 ・住民へ煙火等追い払い物品を配布
(3) 被害防除対策	集落環境整備	・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・地域ぐるみの対策を行う組織育成
	農地への防護柵	・防護柵設置補助（設置費用の1/2以内を補助） ・防護柵等の設置啓発
	広域防護柵	・引き続き維持管理を行う
	その他	・J A津久井郡への位置情報提供

		<ul style="list-style-type: none"> ・専門業者による農業者等への指導 ・正確な被害状況の把握
(4) 生息環境整備	森林整備	
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> ・隣接都県との調整を図る

平成 29 年度 K 4 群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	内容
(1) 目標頭数	・平成 29 年度末までに群れの頭数を 40 頭程度まで縮小する。
(2) 目標エリア	・和田峠、陣馬山（県境方面）への追い上げ ・平成 29 年度は、佐野川地区の利用減少を目指す

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	・相模原市佐野川地区、澤井地区 ・主な生息域は、佐野川地区である
(2) 頭数	・51 頭（平成 28 年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	【農業被害額】 ・澤井地区 89 千円（K 3 群も含む） 【自家用作物】 ・佐野川地区 2.51t（K 1 群、K 3 群も含む） ・澤井地区 2.27t（K 3 群も含む）
(4) 生活・人身被害	・報告なし

3 主な課題

「はこわなの設置が困難」、「個体数の増加」、「群れの分裂による行動域及び被害の拡大」

4 前年度実績

項目	内容	
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・分裂による被害拡大防止 【処分数】 ・3 頭（相模原市）
	追い上げ・追い払い	・委託業者による追い払い 2 名 243 日 ・農業者等（猟友会、自主防衛組織、J A 津久井郡職員）による追い払い ・専門業者による指導 2 名 90 日 ・住民へ煙火等追い払い物品を配布
(2) 被害防除対策	集落環境整備	・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発
	農地への防護柵	【設置費用補助】 ・3 箇所 14a
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	・J A 津久井郡への位置情報提供 ・専門業者による農業者等への指導
(3) 生息環境整備	森林整備	・9.72ha
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目	内容	
(1) 群れ管理	個体数管理	【成果】 ・はこわなの設置箇所の増加（J A 津久井郡の支援） 【問題点】 ・急峻な地形の場所に出没が多く、行動域が広いため、効率

		的なのはこわな捕獲が困難
(2) 被害防除 対策	追い上げ・追い 払い	【成果】 ・自主防衛組織の増加（1組織） 【問題点】 ・追い払い用具への馴れ →追い払ってもすぐに出没してしまう ・動物駆逐用煙火及び銃による追い払い効果の減少 ・高齢化等により自主防衛組織の設置困難な地域がある
	集落環境整備	【問題点】 ・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・営農者の諦め →耕作放棄地の増加
	農地への防護柵	【問題点】 ・防護柵等の設置は進んでいない地域がある
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境 整備	森林整備	
(4) その他		

6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		・個体数の増加による分裂を防ぐため、群れの縮小させ、県境方面での定住を狙う
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 ・適正規模とするための群れの縮小、維持 【計画捕獲数】 ・10頭
	追い上げ・追い 払い	・委託業者による追い払い 2名 255日 ・農業者等（猟友会、自主防衛組織、J A津久井郡職員）による追い払い ・専門業者による指導 ・住民へ煙火等追い払い物品を配布 ・組織的な追い払い実施の啓発
(3) 被害防除 対策	集落環境整備	・放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・地域ぐるみの対策を行う組織育成
	農地への防護柵	・防護柵設置補助（設置費用の1/2以内を補助） ・防護柵等の設置啓発
	広域防護柵	・引き続き維持管理を行う
	その他	・J A津久井郡への位置情報提供 ・専門業者による農業者等への指導 ・正確な被害状況の把握
	(4) 生息環境 整備	森林整備
(5) その他		

平成 29 年度恩方群事業実施管理計画

1 群れの目標

項目	内容
(1) 目標頭数	
(2) 目標エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県境方面 ・ 平成 29 年度は、佐野川地区、澤井地区の利用減少を目指す

2 群れの状況

項目	内容
(1) 生息域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相模原市千木良地区、小原地区、澤井地区、佐野川地区 ・ 東京都八王子市 ・ 主な生息域は、東京都八王子市である
(2) 頭数	・ 80 頭（平成 28 年度生息状況調査による）
(3) 農業被害	・ 報告なし
(4) 生活・人身被害	・ 報告なし

3 主な課題

「八王子市との管理及び捕獲方法の相違」、「個体数の増加」、「群れの分裂による行動域及び被害の拡大」

4 前年度実績

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな加害群及び加害集団の捕獲 【処分数】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0 頭（捕獲未実施）
	追い上げ・追い払い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業者による追い払い 2 名 243 日 ・ 農業者等（猟友会、自主防衛組織、J A 津久井郡職員）による追い払い ・ 専門業者による指導 2 名 90 日 ・ 住民へ煙火等追い払い物品を配布
(2) 被害防除対策	集落環境整備	・ 放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発
	農地への防護柵	【設置費用補助】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 箇所 5.7a
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A 津久井郡への位置情報提供 ・ 専門業者による農業者等への指導
(3) 生息環境整備	森林整備	・ 9.72ha
(4) その他		

5 成果及び問題点

項目		内容
(1) 群れ管理	個体数管理	【問題点】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 急峻な地形の場所に出没が多く、行動域が広いため、効率的なはこわな捕獲が困難
	追い上げ・追い払い	【成果】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防衛組織の増加（1 組織） 【問題点】

(2) 被害防除対策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 追い払い用具への馴れ → 追い払ってもすぐに出没してしまう ・ 高齢化等により自主防衛組織の設置困難な地域がある
	集落環境整備	【問題点】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放棄、取り残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・ 営農者の諦め → 耕作放棄地の増加
	農地への防護柵	【問題点】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵等の設置が進んでいない地域がある
	広域防護柵	
	加害個体捕獲	
	その他	
(3) 生息環境整備	森林整備	
(4) その他		【問題点】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接都県との統一的な管理及び捕獲の実施が必要

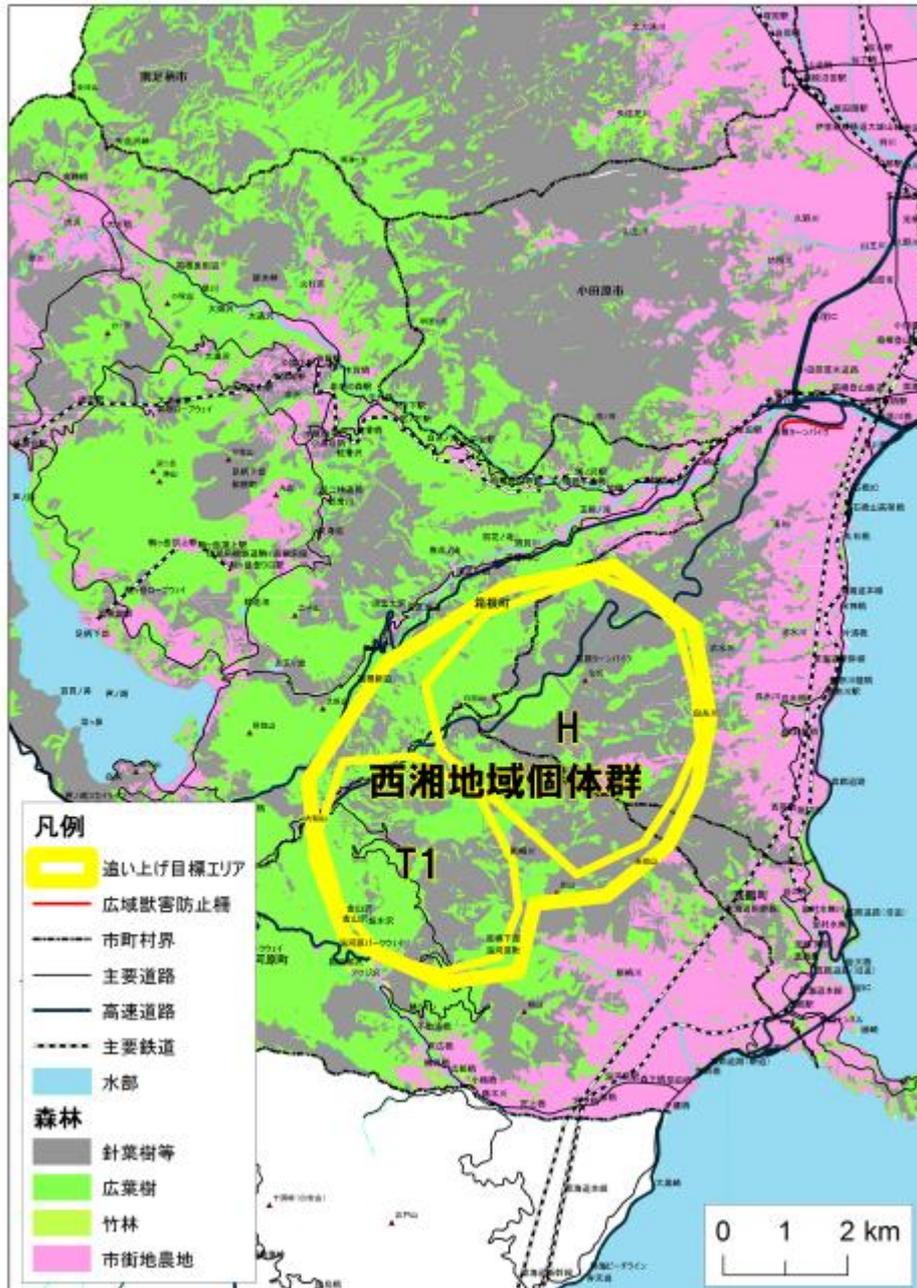
6 実施計画

項目		内容
(1) 事業の実施方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都からの南下を防ぐため、県境方面へ追い上げる
(2) 群れ管理	個体数管理	【目的】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正規模とするための群れの縮小 【計画捕獲数】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0頭
	追い上げ・追い払い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業者による追い払い 2名 282日 ・ 農業者等（猟友会、自主防衛組織、J A津久井郡職員）による追い払い ・ 専門業者による指導 ・ 住民へ煙火等追い払い物品を配布 ・ 組織的な追い払い実施の啓発
(3) 被害防除対策	集落環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放棄、取り残し農作物等誘引物の除去の啓発 ・ 人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・ 地域ぐるみの対策を行う組織育成
	農地への防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵設置補助（設置費用の1/2以内を補助） ・ 防護柵等の設置啓発
	広域防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き維持管理を行う
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A津久井郡への位置情報提供 ・ 専門業者による農業者等への指導 ・ 正確な被害状況の把握
	(4) 生息環境整備	森林整備
(5) その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接都県との調整を図る

参考資料

1 第4次計画終了時点での追い上げ目標エリア想定図

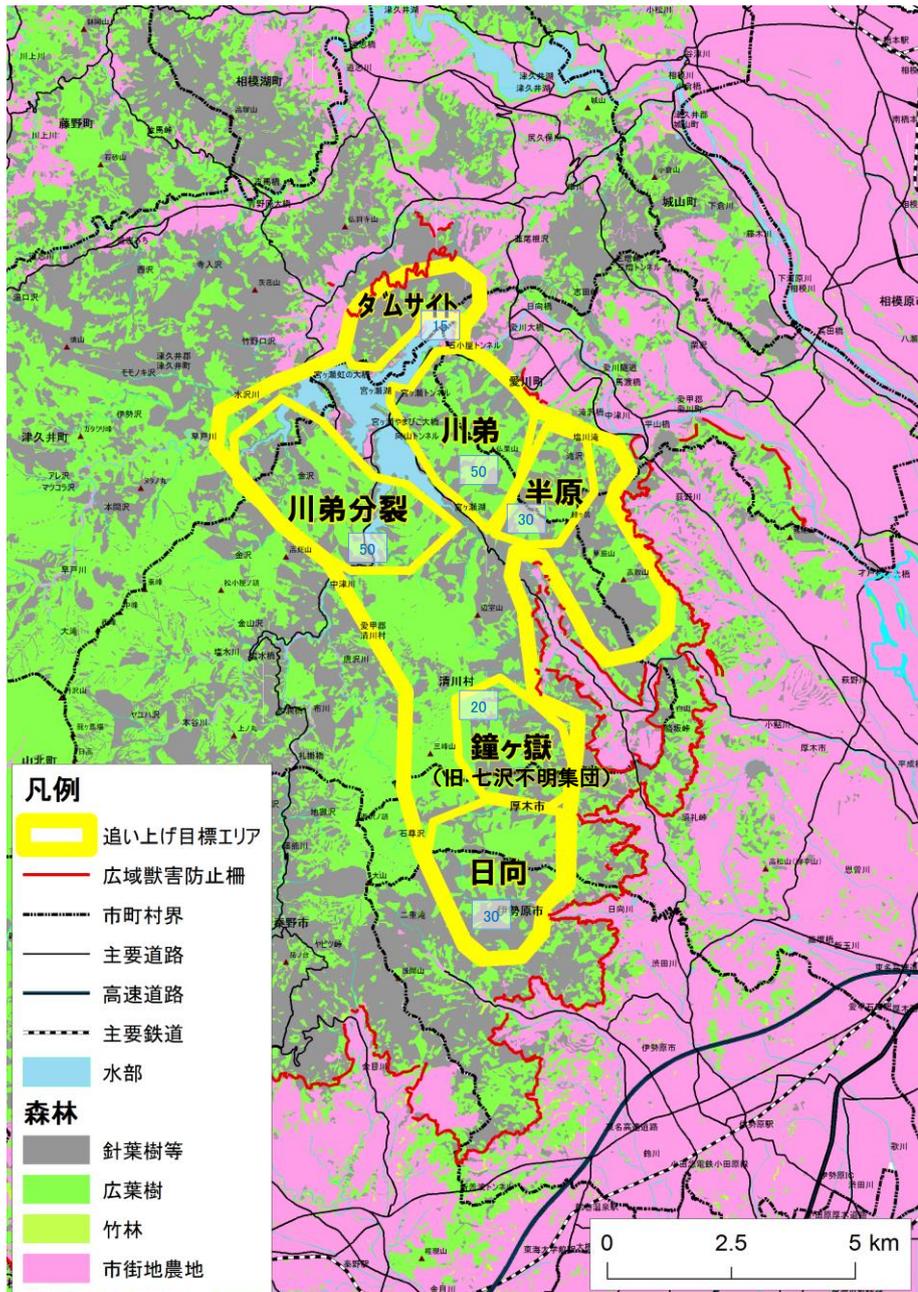
西湘地域個体群 追い上げ目標エリア



※ 本図は、計画終了時点での追い上げ先として想定しているエリアを示したものである。

※ 追い上げ方向範囲内の公園等の施設に定着しないように、追い払いを実施する。

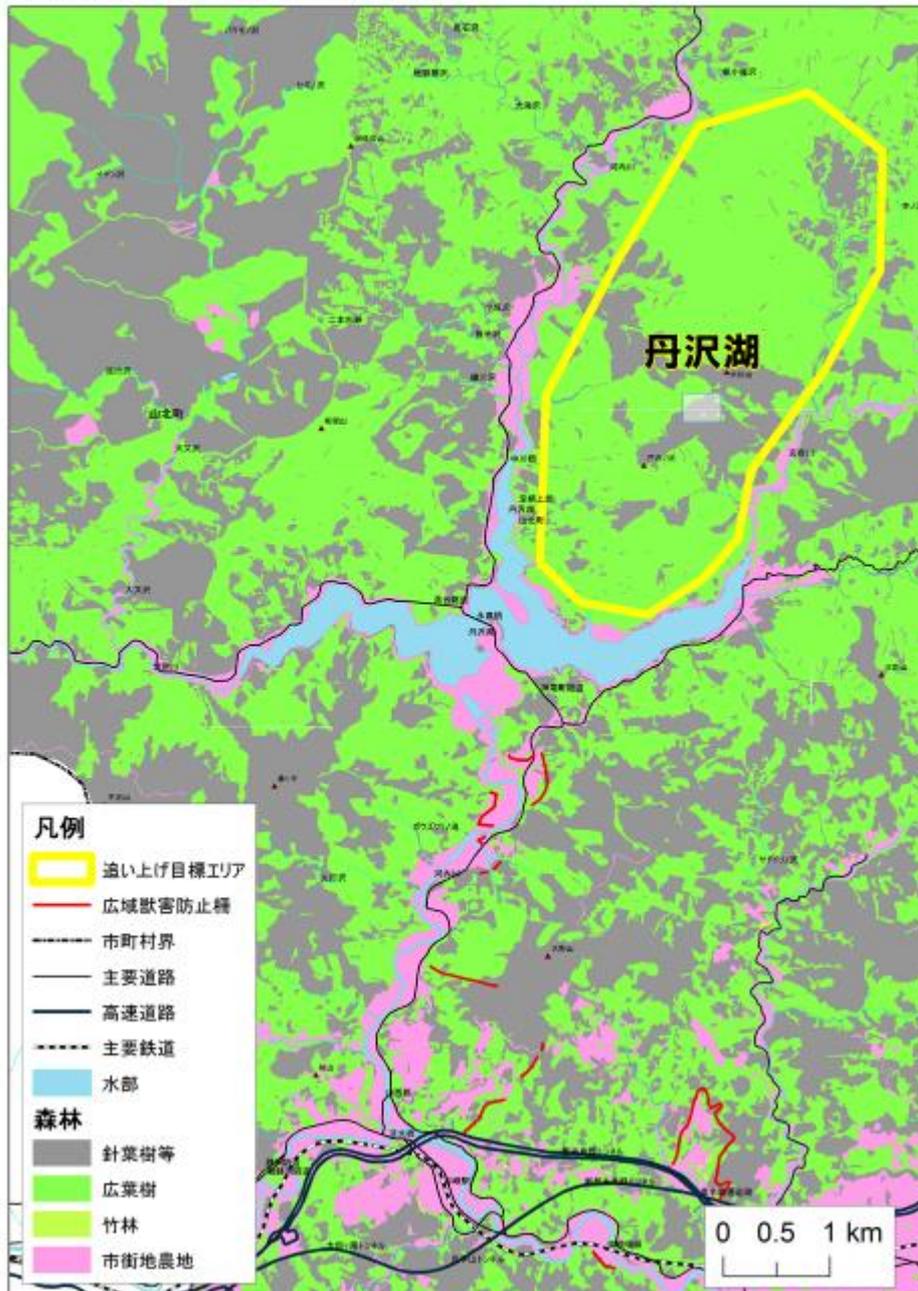
丹沢地域個体群 追い上げ目標エリア



※ 本図は、計画終了時点での追い上げ先として想定しているエリアを示したものである。

※ 追い上げ方向範囲内の公園等の施設に定着しないように、追い払いを実施する。

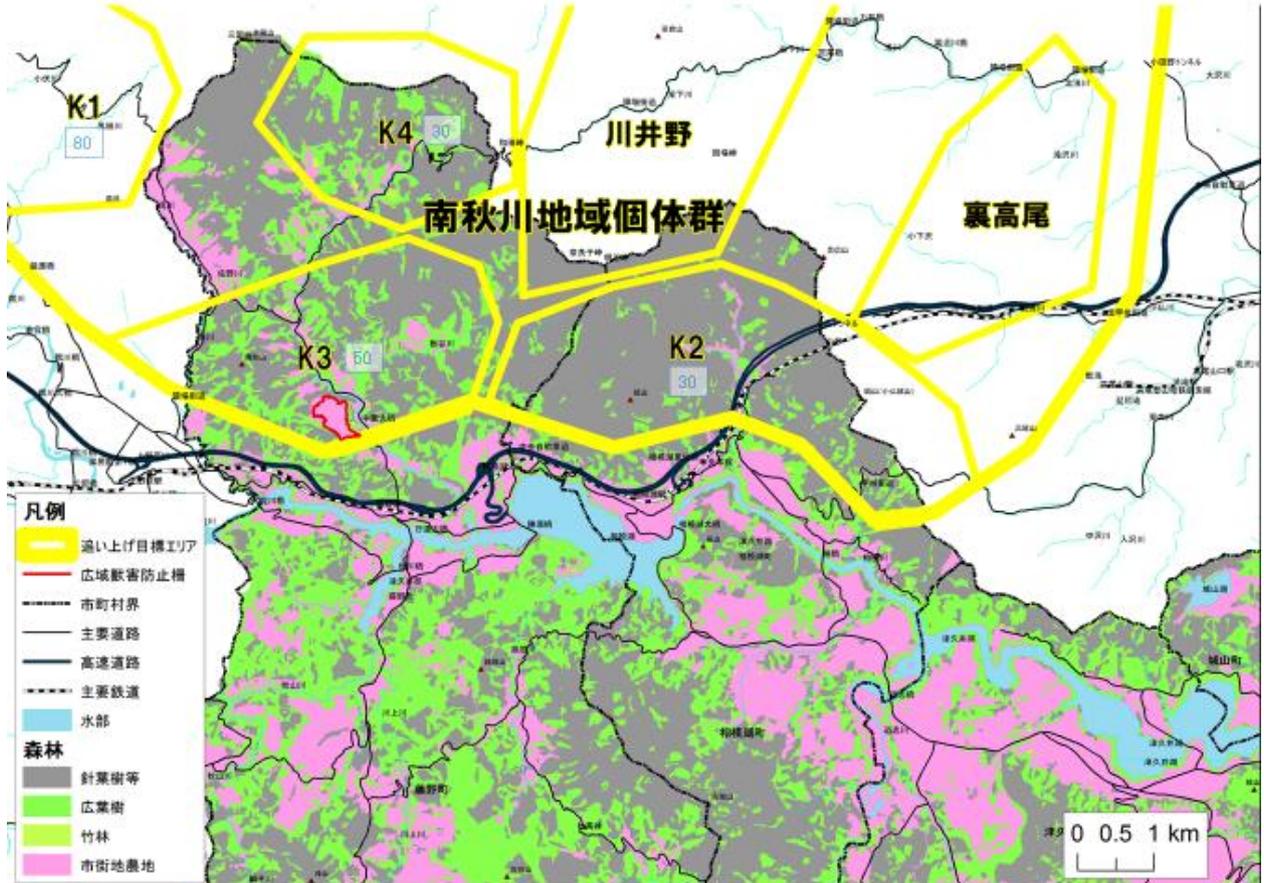
丹沢地域個体群(丹沢湖群) 追い上げ目標エリア



※ 本図は、計画終了時点での追い上げ先として想定しているエリアを示したものである。

※ 追い上げ方向範囲内の公園等の施設に定着しないように、追い払いを実施する。

南秋川地域個体群 追い上げ目標エリア



- ※ 本図は、計画終了時点での追い上げ先として想定しているエリアを示したものである。
- ※ 追い上げ方向範囲内の公園等の施設に定着しないように、追い払いを実施する。

2 加害レベルの推移

加害群を対象に、第3次神奈川県ニホンザル管理計画に定める「群れの加害レベル判定基準表」に基づき、直接観察、出没場所、人に対する反応、農作物等への被害状況の把握により判定した。

表1 各群れの加害レベル判定結果の推移

地域 個体 群名	群れ・ 集団名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
西 湘	S群	4~5										
	H群	3~4									4~5	
	P1群	4~5										
	T1群	3~4									4~5	
	T2群	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	和田山集団	—	—	—	—	—	4	—	—	3	—	
丹 沢	ダムサイト 分裂群	—	—	3~4								
	ダムサイト群	3~4				3						
	川俣分裂群	—	—	—	—	1			1~2			
	川俣群	0~1		1			1~2		2			
	半原群	—	—	—	—	—	—	1~2	0~1	1		
	片原群	—	—	—	—	—	1~2		2~3			
	鐘ヶ嶺群 (旧七沢不明集団)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1~2	
	鳶尾群	3~4							3			
	経ヶ岳群	3~4										
	煤ヶ谷群	3~4										
	日向群	3~4										
	高森集団	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	子易群	—	—	2	2~3							
	大山群	3~4									3	
丹沢湖畔	2~3							3				
南 秋 川	K1群	3										
	K2群	3										
	K3群	3										
	K4群	2~3										
	恩方群	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1~2	

3 市町村別追い払い実施結果

表2 市町村別追い払い実施結果

地域 個体 群名	市町村名	群・ 集団名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
西湘	南足柄市	S	0	20	0	0	0	0	5	6	12	4
	小田原市 (注2)	S、H	365	365	365	365	365	365	365	365	366	365
			(2149.5h)	(2133.5h)	(2826h)	(2685h)	(2363h)	(2121h)	(1537h)	(3127h)	(2350h)	(2423h)
	箱根町	S	100	47	561	510	923	767	189	245	251	244
	真鶴町	T1、H	88	119	88	114	29	84	70	76	78	42
	湯河原町	T1、P1	79	193	216	366	263	275	222	231	298	270
	計		632 (2149.5h)	744 (2133.5h)	1,230 (2826h)	1,355 (2685h)	1,580 (2363h)	1,491 (2121h)	851 (1537h)	923 (3127h)	1,005 (2350h)	925 (2350h)
丹沢	相模原市	ダム、 川分裂、 川分裂	198	309	413	674	591	660	391	747	741	776
	厚木市	鷺尾、 経ヶ 谷、 日向、 半原、 七 沢、 片原、 高森 集団	305	311	964	1,605	918	608	1,632	1,598	1,472	1,127
	愛川町	ダム、 川、 川、 川、 鷺尾、 半原	157	210	282	247	189	323	249	245	252	255
	清川村	経ヶ 谷、 片 原、 川、 川	63	54	91	89	73	51	118	213	317	308
	松田町		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山北町	丹沢湖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	秦野市	大山、 子易	40	134	160	154	350	464	468	702	720	389
	伊勢原市	大 山、 日 向、 子 易、 経 ヶ 谷、 高 森 集 団	204	210	210	348	199	184	419	450	515	566
		計		967	1,228	2,120	3,117	2,320	2,290	3,277	3,955	4,017
南 秋 川	旧相模湖町	K1、 K2、 K3、 K4	144	187	362	300	465	1,116	504	998	1,265	1,443
	旧藤野町		180	237	283	326	523					
		計		324	424	645	626	988	1,116	504	998	1,265
合 計			1,923 (2149.5h)	2,396 (2133.5h)	3,995 (2826h)	5,098 (2685h)	4,888 (2363h)	4,897 (2121h)	4,632 (1537h)	5,876 (3127h)	6,287 (2350h)	5,789 (2423h)

注1) 表中の数値は追い払い委託による巡視日数及び通報等による追い払い実施の出動回数の合計

注2) 小田原市は小田原市鳥獣被害防止対策協議会（旧サル対策協議会）による追い払い出動時間を括弧内に外数で記載

4 年度別捕獲数

(1) 加害個体捕獲

表3 加害個体捕獲数の推移

(単位：頭)

地域 個体 群名	群れ名	項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
西湘	S	捕獲数							1	3	2	
		放獣数	1	1			2		3	11	4	
	H	捕獲数		3			1					
		放獣数			3							
	P 1	捕獲数	2	1								
		放獣数	1		1							
	T 1	捕獲数			2							
		放獣数			3							
	ハナレ ザル	捕獲数	4	1	1				1			
		放獣数			1				2			
丹沢	ダム サイト	捕獲数			5							
		放獣数			3							
	川弟	捕獲数				1						
		放獣数										1
	日向	捕獲数										
		放獣数										
	片原	捕獲数							2			
		放獣数							1			
	子易	捕獲数			3							
		放獣数			3							
高森 集団	捕獲数			1	2	3						
	放獣数			4	1							
ハナレ ザル	捕獲数		1					1		1	2	
	放獣数											
南 秋川	K 2	捕獲数										
		放獣数			4							
	K 3	捕獲数			0	1	2					
		放獣数				1	3					
	K 4	捕獲数			0	1	1					
		放獣数										
	不明	捕獲数		1	2							
		放獣数										
計	捕獲数	6	7	14	5	7	4	1	4	5	0	
	放獣数	2	1	22	2	5	3	3	11	4	0	

(2) 個体数調整

表4 個体数調整捕獲数の推移

			(単位:頭)										
地域個体群名	群れ名	項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
西湘	H	捕獲数							0	4	2	5	
		放獣数									2		
		計画数							19	16	7	8	
	P1	捕獲数											
		放獣数											
		計画数				4	4	7					
	T1	捕獲数						2			1	2	4
		放獣数						1	2	2	1	3	9
		計画数				4	8	14	15	20	5	7	
丹沢	ダムサイト	捕獲数				6							
		放獣数				1							
		計画数				10							
	ダムサイト分裂	捕獲数						3	3	6	1	2	
		放獣数							1				
		計画数					7	35	25	19	20	15	
	川弟分裂	捕獲数					3	2					
		放獣数					2	6					
		計画数					10	51	59	59	64	63	
	経ヶ岳	捕獲数	3	8	10	9	10	25	10	10	22	5	
		放獣数	1	4	1	2		2	47	16	1	1	
		計画数	10	10	10	15	20	25	17	10	30	5	
	鳶尾	捕獲数	12	40	30	24	26	50	21	49	20	25	
		放獣数	2	9	11	4	12	21	20	33		2	
		計画数	30	40	30	40	30	50	49	60	55	25	
	煤ヶ谷	捕獲数				5	9	10	9	8	12	10	
		放獣数				2	4	5	7	24			
		計画数				10	10	10	22	10	23	10	
	鐘ヶ嶽(急七沢不明)	捕獲数										8	
		放獣数										2	
		計画数										26	
	日向	捕獲数								20	13	15	
		放獣数								20	10	13	
		計画数								20	13	15	
	大山	捕獲数								10	11	15	
		放獣数								10	7	7	
		計画数								10	12	15	
	子易	捕獲数						4	10	8		3	
		放獣数								2			
		計画数						20	23	16	13	11	
片原	捕獲数							4	8	3	6		
	放獣数												
	計画数							25	31	26	24		
半原	捕獲数										5		
	放獣数												
	計画数							20	23	22	36		
高森集団	捕獲数								1				
	放獣数												
	計画数						3	5	3	3	3		
南秋川	K1	捕獲数		4		5		2	1	2	1		
		放獣数		2	2								
		計画数		20	20	20	20	30	10	10	10	10	
	K2	捕獲数				3	1	3	7	20	6	19	
		放獣数				2		1		5			
		計画数				10	20	10	20	20	30	30	
	K3	捕獲数						6	8	12	9	14	
		放獣数						1		7	2	2	
		計画数						10	20	20	25	30	
	K4	捕獲数						3		10	1	3	
		放獣数						5		10	1	2	
		計画数						10	10	10	20	20	
恩方	捕獲数						3		10	1			
	放獣数						5		10	1			
	計画数						10	10	10	20	81		
計	捕獲数	15	52	40	52	49	110	73	169	103	139		
	放獣数	3	15	14	11	19	44	76	128	26	38		
	計画数	40	70	60	113	129	255	359	357	378	434		

注) 各群れの下段に示す計画数及び上段に示す捕獲数は、わなにより捕獲された後に殺処分された個体及び銃器により捕獲された個体に関するものであり、中段に示す放獣数(捕獲対象ではないことから、わなにより捕獲された後放獣された個体の数)は外数である。



環境農政局緑政部自然環境保全課
横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話 045(210)1111 (代表)